

地方公営企業の現状と課題

平成28年2月26日

総務省 自治財政局 公営企業課長

菅原 泰治

【目次】

1. 地方公営企業の制度概要と現状 …… p2
2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応 …… p24
3. 地方公営企業の見える化の推進 …… p35
4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進 …… p68
5. 公営企業の広域化・民間活用 …… p77

1. 地方公営企業の制度概要と現状

地方財政法における公営企業

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。
ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令46条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。) 二 工業用水道事業
 - 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業
 - 六 電気事業 七 ガス事業
- ② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- ③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水など			○	○
その他				○

地方公営企業の制度概要 ①

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

地方公営企業の制度概要 ②

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)
- ◆ 予算は毎事業年度の業務の予定量及び収入・支出の大綱。
- ◆ 資産の管理権は管理者に属する。資産の取得、管理及び処分について議会の個別議決は不要で、特に重要な資産の取得等について予算で定める。行政財産の目的外使用に係る使用料は、管理者が定める(条例で定める必要はない)。

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・ 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・ 損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

地方公営企業の役割

○地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。

○こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	指標	全事業 (※)	左記にしめる 地方公営企業の割合 (※)	地方公営企業の 事業数(H26末) (総数8,662)
水道	現在給水人口	1億2,521万人	99.5%	2,097
工業用水	年間総配水量	44億16百万m ³	99.9%	154
鉄道	年間輸送人員	236億6百万人	13.4%	9
自動車運送	年間輸送人員	44億5百万人	20.6%	30
電気	年間発電電力量	8,239億9百万kWh	1.0%	85
ガス	年間ガス販売量	1兆5,360億MJ	2.3%	28
病院	病床数	1,574千床	12.3%	639
下水道	汚水処理人口	1億1,216万人	91.3%	3,638

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。(1,982事業)

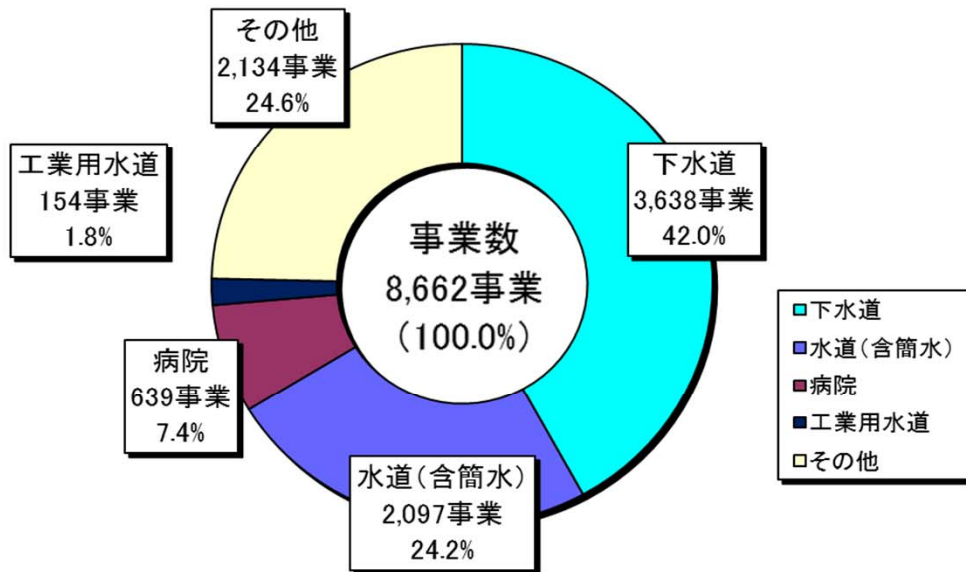
※ 平成25年度地方公営企業決算の概況より

地方公営企業の事業数

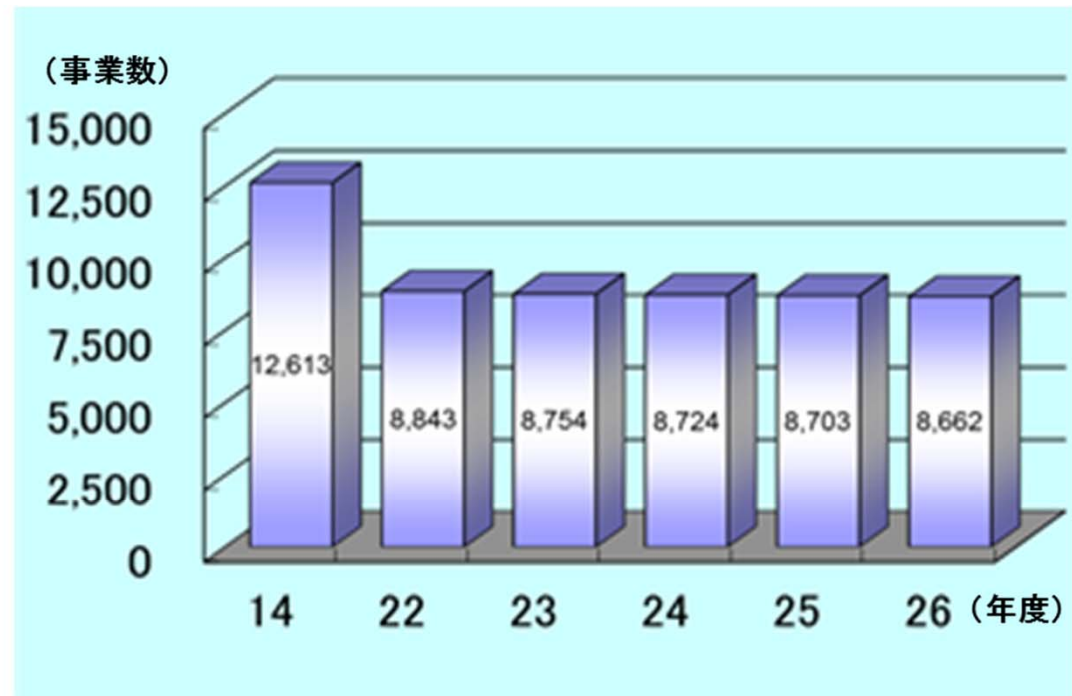
事業数は、平成26年度末現在8,662事業。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

平成14年度をピークに、市町村合併や経営の見直し等により、毎年減少しており、5年前の平成22年度の事業数との比較では、181事業、2.0%減少している。

地方公営企業の事業数の状況(平成26年度末)



地方公営企業の事業数の推移



地方公営企業の職員数

職員数は、平成26年度末現在34万2,782人。

平成12年度をピークに減少傾向にある(平成25年度のみ対前年度で増加)。

事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、交通事業となっている。

地方公営企業の職員数の推移

(単位：人、%)

事業	年度					対前年度比較		(参考) 対平成22年度比較	
	22	23	24	25	26	増減数	増減率	増減数	増減率
	(A)			(B)	(C)	(C)-(B)	$(C)-(B) / (B)$	(C)-(A)	$(C)-(A) / (A)$
水道(含簡水)	50,023	49,105	48,030	47,108	46,797	△ 311	△ 0.7	△ 3,226	△ 6.4
工業用水道	1,775	1,738	1,725	1,693	1,678	△ 15	△ 0.9	△ 97	△ 5.5
交通	27,978	27,330	26,701	26,741	26,638	△ 103	△ 0.4	△ 1,340	△ 4.8
電気	1,811	1,793	1,776	1,793	1,803	10	0.6	△ 8	△ 0.4
ガス	1,133	1,106	1,082	1,048	987	△ 61	△ 5.8	△ 146	△ 12.9
病院	218,654	218,553	218,254	221,774	221,056	△ 718	△ 0.3	2,402	1.1
下水道	31,044	30,347	29,597	28,860	27,882	△ 978	△ 3.4	△ 3,162	△ 10.2
その他	18,607	17,836	17,118	16,815	15,941	△ 874	△ 5.2	△ 2,666	△ 14.3
合計	351,025	347,808	344,283	345,832	342,782	△ 3,050	△ 0.9	△ 8,243	△ 2.3

地方公営企業の決算規模 —平成26年度決算—

決算規模は、18兆7,789億円。（対前年度 1兆9,073億円、11.3%増加）

平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い、特別損失（退職給付引当金不足額等）の計上等に伴う総費用の増加等により、規模が拡大した。

事業別にみると、下水道事業が最も大きく、次いで病院事業、水道事業となっている。

地方公営企業の決算規模の推移

（単位：億円、％）

事業	年度					対前年度比較		（参考） 対平成22年度比較	
	22	23	24	25	26	増減額 (C) - (B)	増減率 (C) - (B) / (B)	増減額 (C) - (A)	増減率 (C) - (A) / (A)
	(A)			(B)	(C)				
水道（含簡水）	40,414	39,229	39,400	39,126	41,948	2,822	7.2	1,534	3.8
工業用水道	2,071	1,891	2,176	1,981	2,802	822	41.5	731	35.3
交通	11,804	11,446	10,740	10,081	12,726	2,645	26.2	922	7.8
電気	1,004	958	986	1,126	1,335	209	18.5	330	32.9
ガス	1,080	1,170	1,142	1,176	1,280	105	8.9	200	18.5
病院	44,313	44,637	44,782	45,536	50,688	5,152	11.3	6,375	14.4
下水道	58,223	56,641	55,959	55,244	56,169	925	1.7	△ 2,054	△ 3.5
その他	17,609	16,279	15,063	14,448	20,841	6,393	44.2	3,231	18.4
合計	176,519	172,252	170,246	168,717	187,789	19,073	11.3	11,270	6.4

（注）1. 決算規模の算出は次のとおりとした。

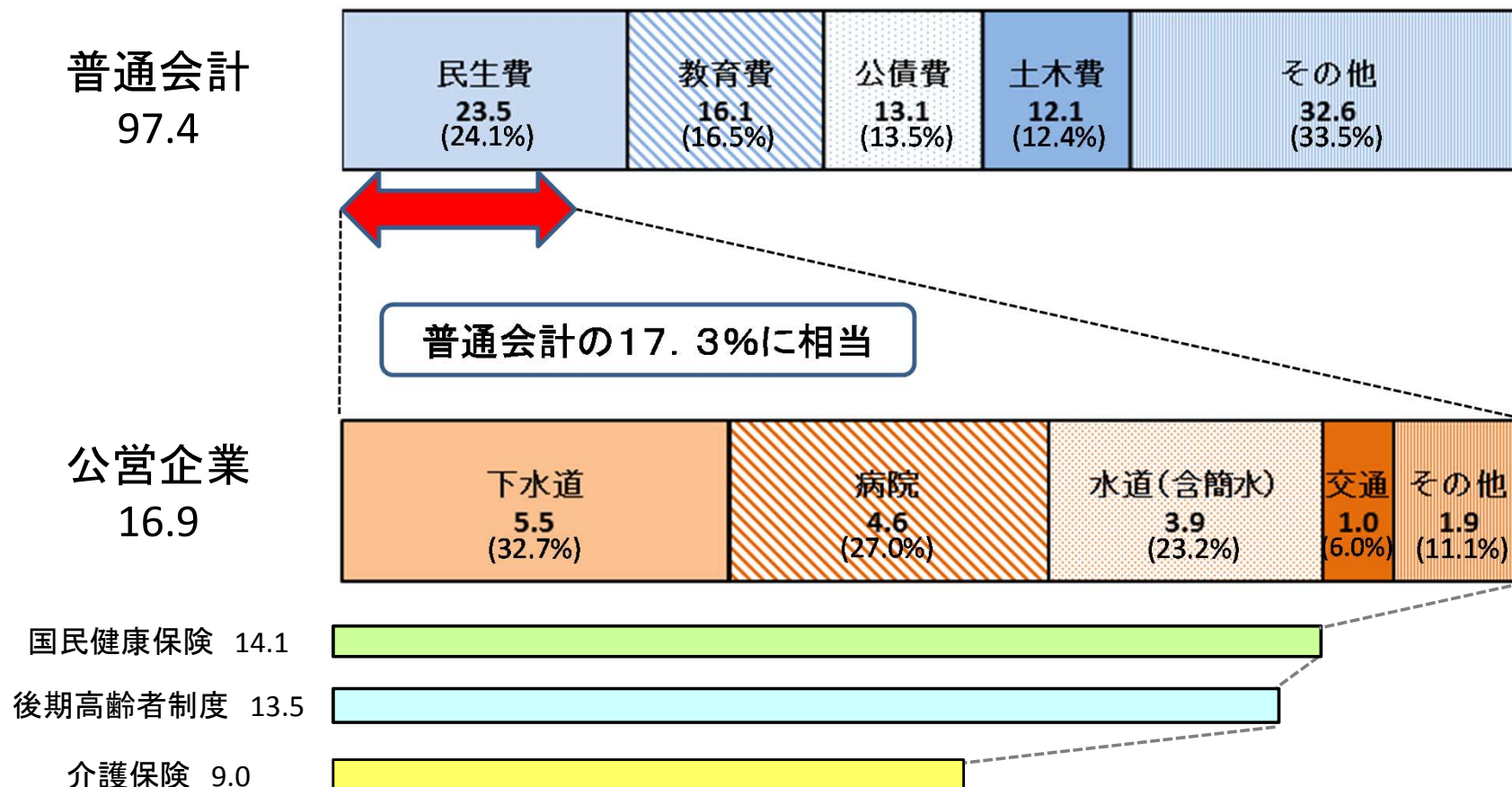
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

地方公営企業の決算規模

決算規模は18兆7,789億円で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業、交通事業となっている。（対前年度比 1兆9,073億円、11.3%増加）

地方公営企業の決算規模（H25決算ベース）



地方公営企業の経営状況(事業別総収支) —平成26年度決算—

公営企業全体の総収支は、5,252億円の赤字。(対前年度△1兆333億円、△203.4%)

平成26年度は、会計基準の見直しに伴い、特別損失(退職給付引当金不足額等)の計上等による総費用の増加があり、平成12年度以来14年ぶりの赤字となった。

全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位：億円、%)

事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
		25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道(含簡水)		2,466	1,762	△ 704	52	51	△ 0	2,518	1,814	△ 704	△ 28.0
工業用水道		274	△ 254	△ 528	-	-	-	274	△ 254	△ 528	△ 192.7
交 通		769	△ 1,130	△ 1,898	2	4	2	770	△ 1,126	△ 1,896	△ 246.2
電 気		119	135	16	39	35	△ 5	158	170	11	7.2
ガ ス		20	66	47	-	-	-	20	66	47	235.3
病 院		△ 429	△ 4,852	△ 4,423	-	-	-	△ 429	△ 4,852	△ 4,423	△ 1,030.4
下 水 道		829	1,389	561	576	590	14	1,405	1,979	575	40.9
そ の 他		111	△ 3,341	△ 3,452	254	292	37	365	△ 3,050	△ 3,415	△ 934.9
合 計		4,159	△ 6,223	△ 10,382	923	971	49	5,081	△ 5,252	△ 10,333	△ 203.4

(注)総収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

地方公営企業の経営状況 —平成26年度決算—

黒字事業は、7,345事業(事業数全体の85.5%)で、前年度に比べ280事業の減少。
一方、赤字事業は、1,246事業(同14.5%)で、前年度に比べ232事業の増加。

全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	25 (A)			26 (B)			増減額 (B) - (A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	2,135 (70.7%)	5,490 (97.7%)	7,625 (88.3%)	1,914 (62.5%)	5,431 (98.2%)	7,345 (85.5%)	△ 221	△ 59	△ 280
黒字額	5,987	1,357	7,343	5,632	1,343	6,975	△ 355	△ 14	△ 369
赤字事業数	885 (29.3%)	129 (2.3%)	1,014 (11.7%)	1,149 (37.5%)	97 (1.8%)	1,246 (14.5%)	264	△ 32	232
赤字額	1,828	434	2,262	11,855	371	12,227	10,027	△ 63	9,964
総事業数	3,020	5,619	8,639	3,063	5,528	8,591	43	△ 91	△ 48
収支	4,159	923	5,081	△ 6,223	971	△ 5,252	△ 10,382	49	△ 10,333

(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。

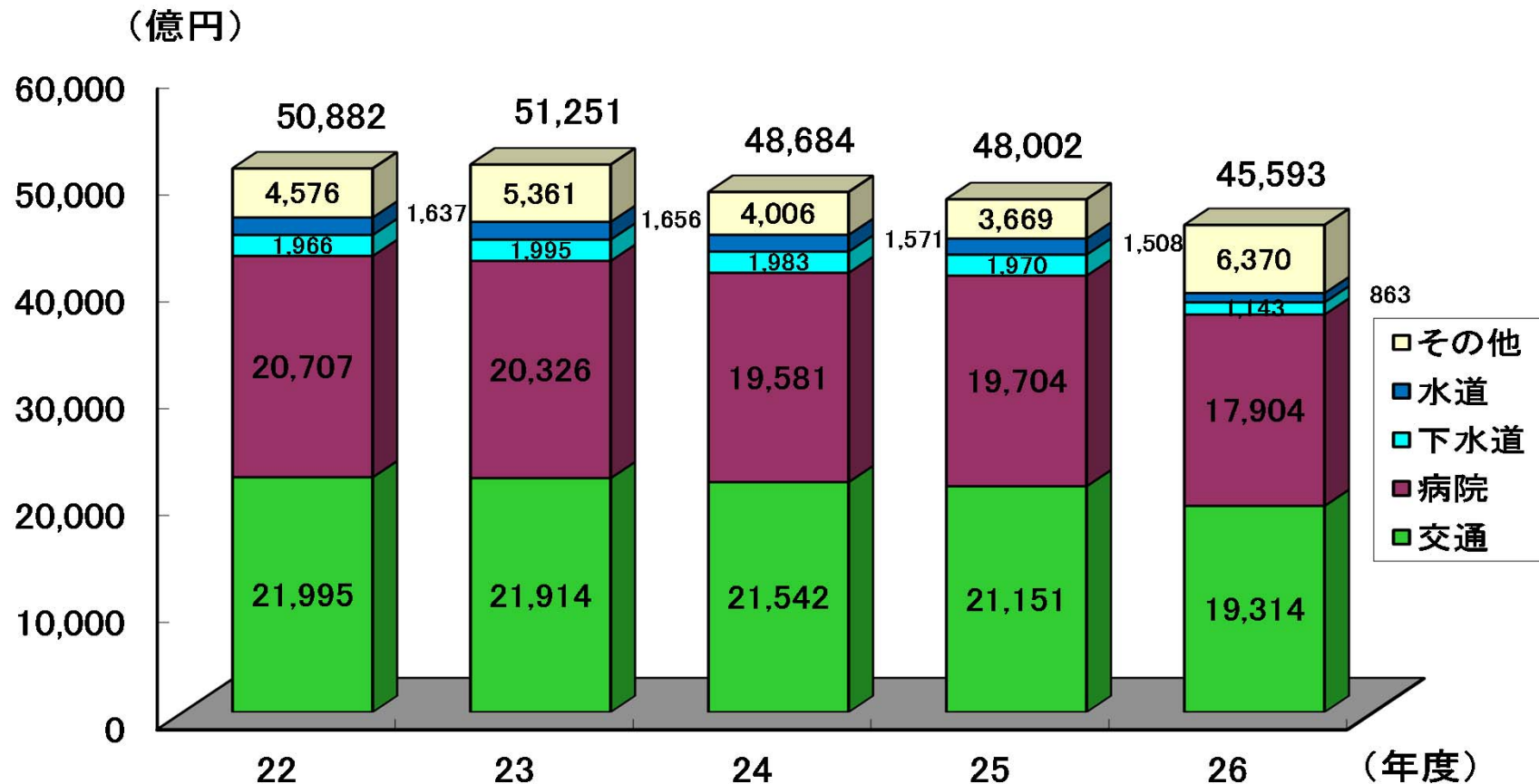
2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

3. ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

地方公営企業の累積欠損金の状況

累積欠損金は、4兆5,593億円となっており、前年度に比べ2,409億円、5.0%減少している。事業別にみると、交通事業が最も多く、次いで病院事業となっている

累積欠損金の推移



(注)累積欠損金は、法適用企業のみ対象としている。

地方公営企業の料金収入の状況 –平成26年度決算–

全体の料金収入は、8兆9,029億円。(対前年度 385億円、0.4%減少)
過去5年間の推移をみると平成22年度の料金収入と比較して1,126億円、1.2%減少。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では5割強、その他事業も7割程度となっている。

(単位：億円、%)

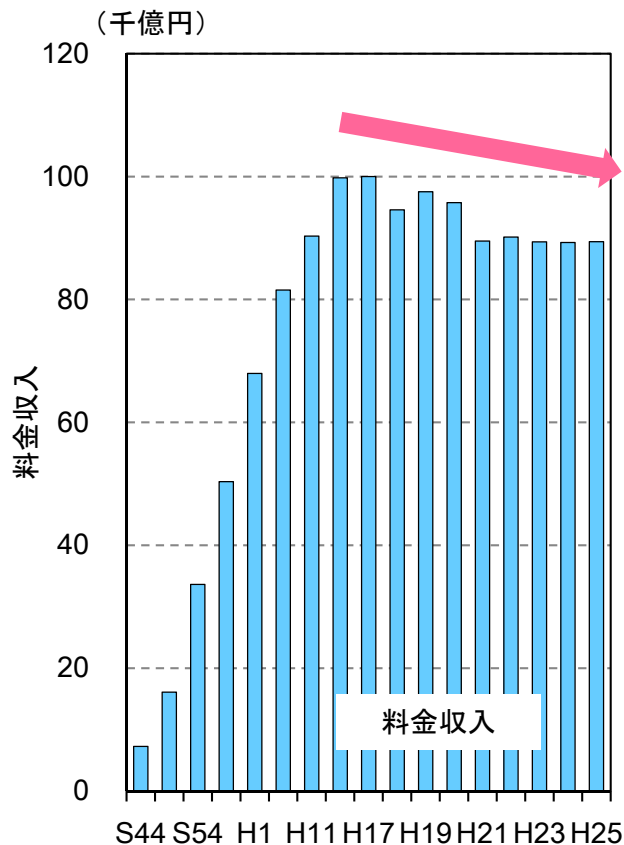
区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	25 (A)	26 (B)	増減額 (B) - (A)	25 (C)	26 (D)	増減額 (D) - (C)	25 (E)	26 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道 (含簡水)	26,927 (90.6%)	26,520 (82.0%)	△ 407	611 (70.6%)	599 (70.1%)	△ 13	27,538 (90.1%)	27,118 (81.7%)	△ 420	△ 1.5
工業用水道	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	-	-	-	1,271 (87.6%)	1,272 (66.6%)	1	0.0
交 通	6,609 (85.6%)	6,592 (81.2%)	△ 18	40 (46.3%)	41 (44.8%)	1	6,649 (85.2%)	6,632 (80.8%)	△ 17	△ 0.3
電 気	704 (93.0%)	721 (81.7%)	17	91 (94.8%)	98 (92.8%)	7	795 (93.2%)	818 (82.9%)	24	3.0
ガ ス	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	-	-	-	956 (92.7%)	974 (85.7%)	19	2.0
病 院	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	-	-	-	32,205 (81.4%)	31,485 (77.8%)	△ 721	△ 2.2
下 水 道	9,400 (53.3%)	9,674 (42.3%)	274	5,694 (42.0%)	5,500 (41.4%)	△ 195	15,095 (48.4%)	15,174 (41.9%)	79	0.5
そ の 他	1,925 (71.0%)	2,724 (62.4%)	799	2,980 (69.2%)	2,831 (70.7%)	△ 149	4,905 (69.9%)	5,555 (66.4%)	650	13.3
合 計	79,998 (79.6%)	79,961 (71.3%)	△ 37	9,417 (49.8%)	9,068 (49.4%)	△ 348	89,414 (74.9%)	89,029 (68.2%)	△ 385	△ 0.4

(注) ()内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

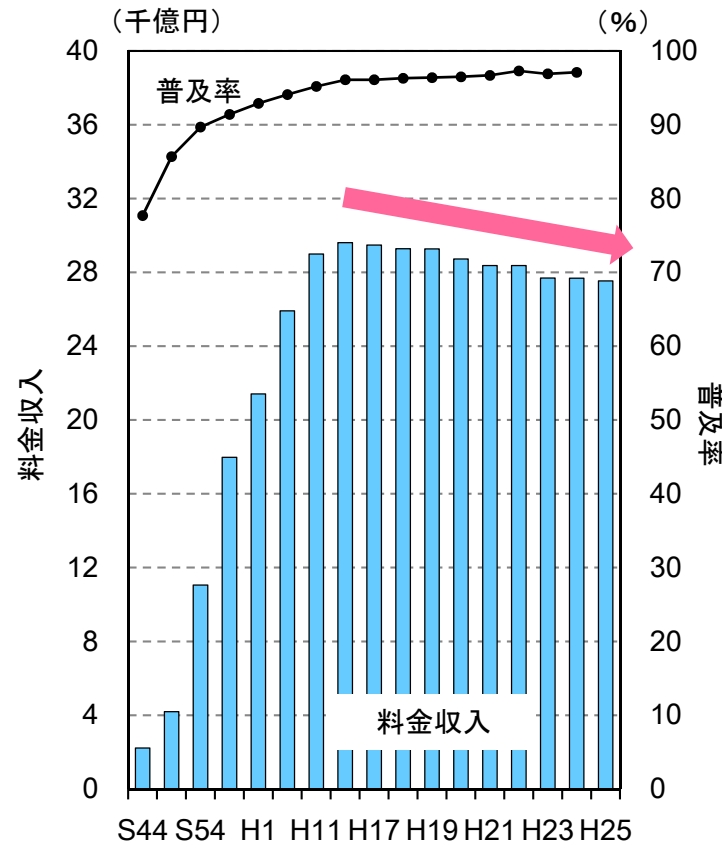
地方公営企業の料金収入の推移

- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないかと。

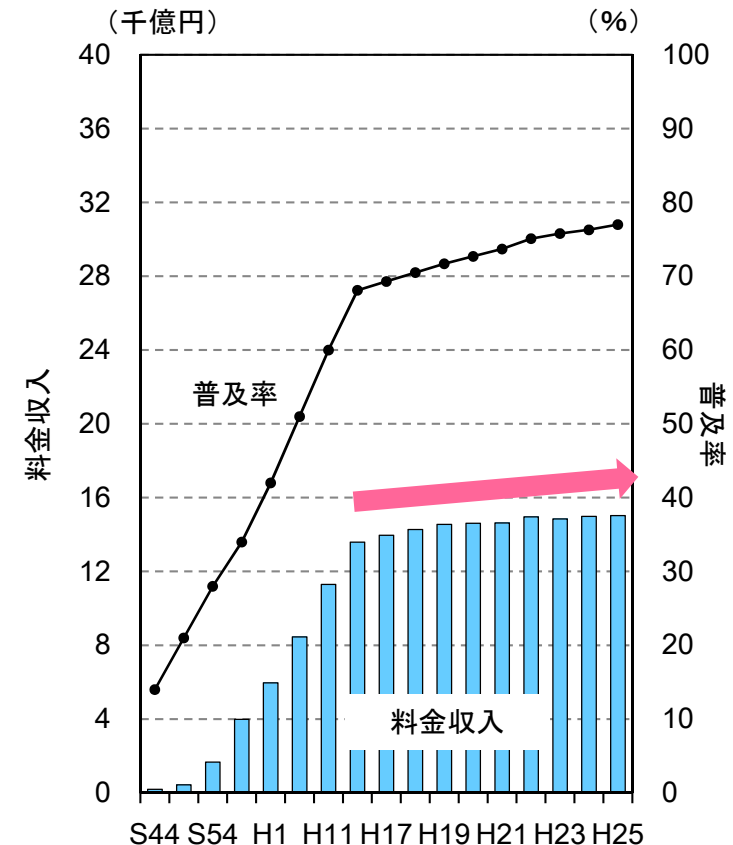
全事業



水道事業

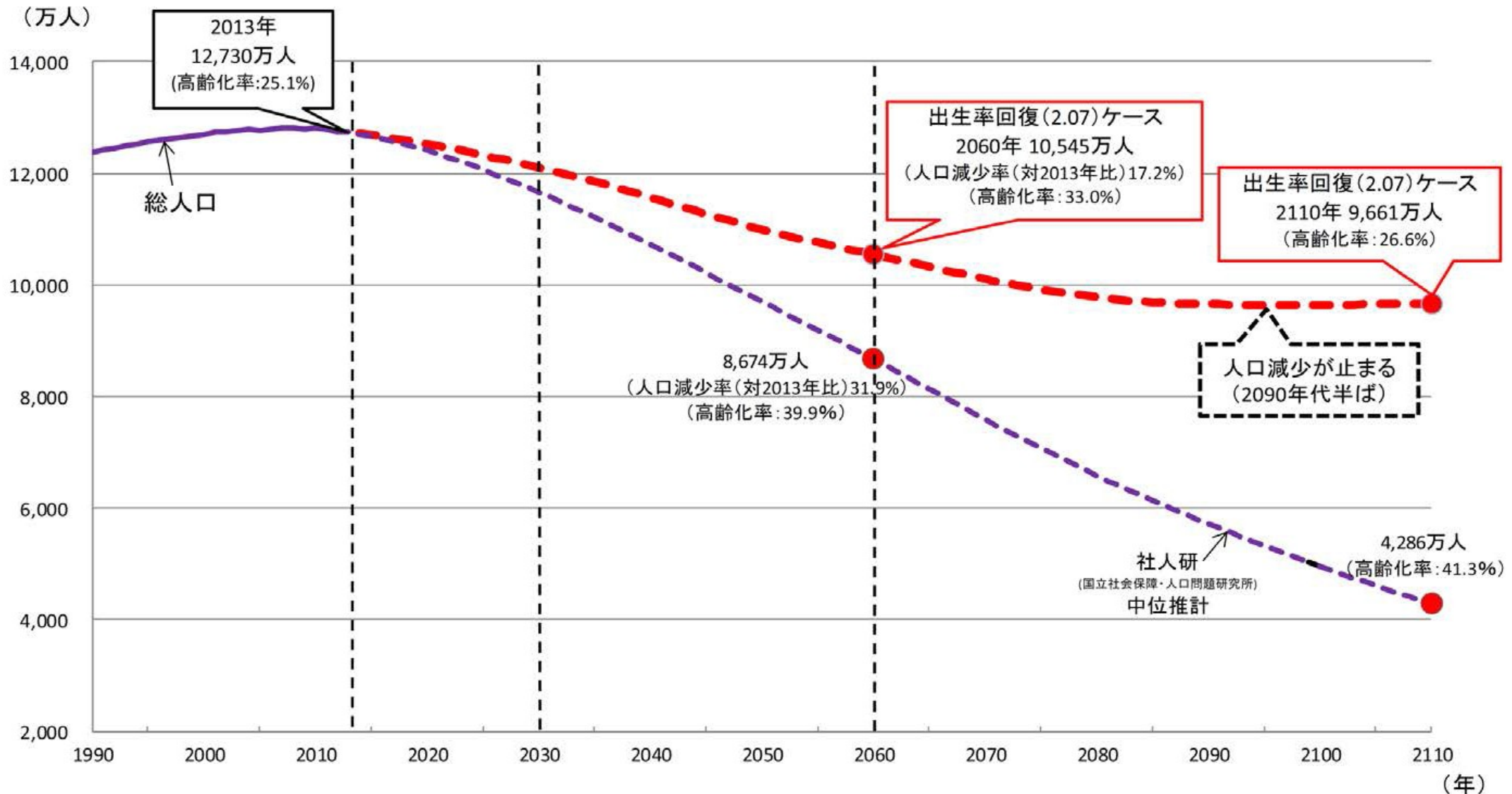


下水道事業



長期的な人口（総人口）の推移と将来推計

○ 現状が続けば、2060年には人口が約8,700万人と現在の3分の2の規模まで減少。

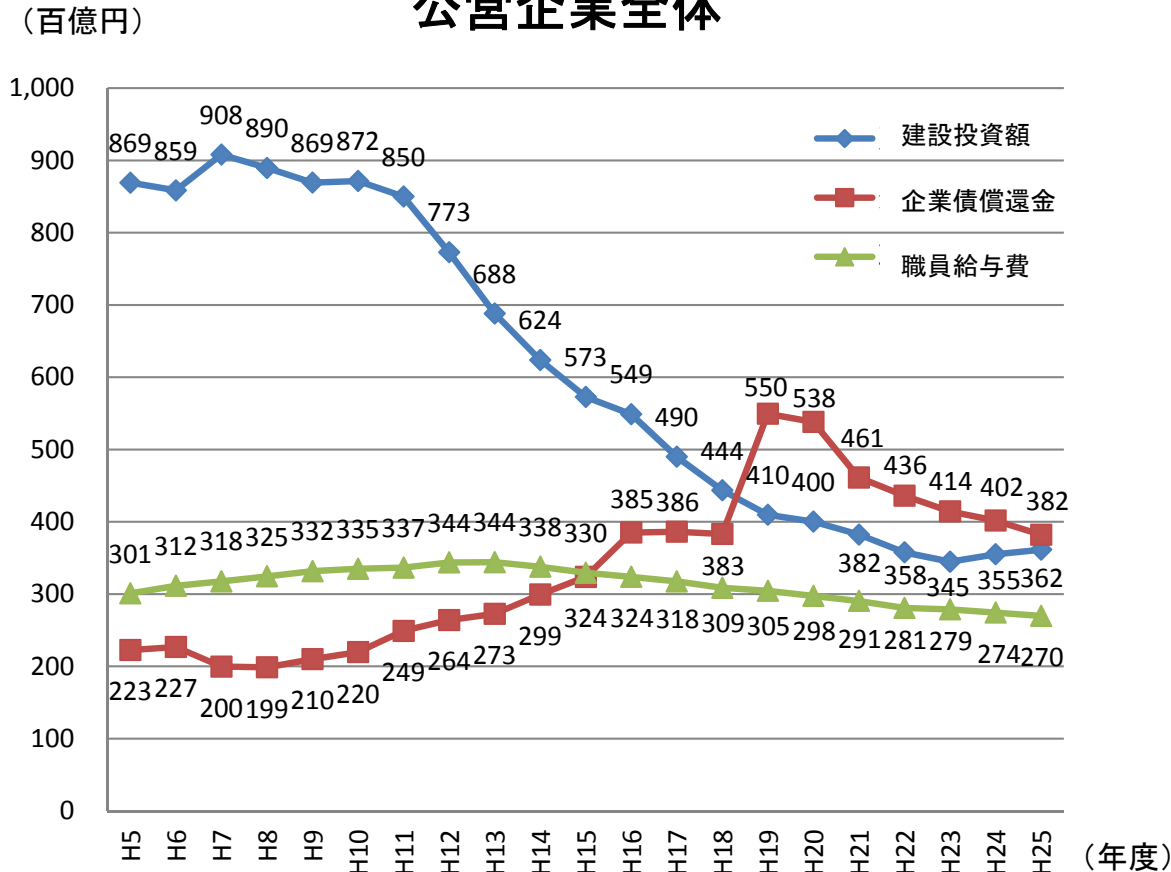


出典: 経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会「未来への選択[これまでの議論の中間整理]」(参考図表編) (平成26年5月13日公表)

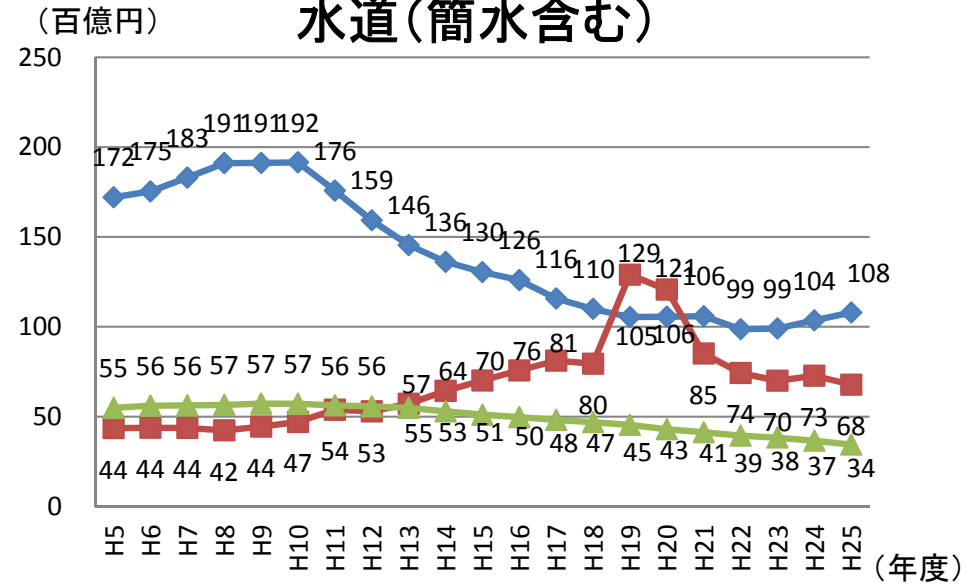
公営企業に関する建設投資費の推移

- 平成11年度から連続で減少していたが、施設の更新需要の高まりにより、平成24年度から2年連続で増加している。

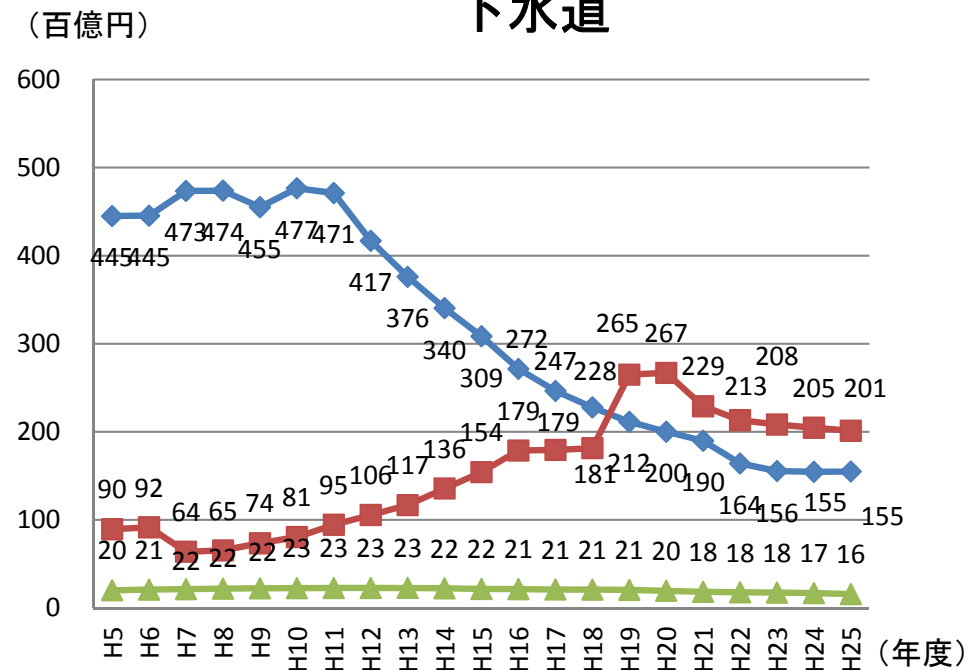
公営企業全体



水道(簡水含む)

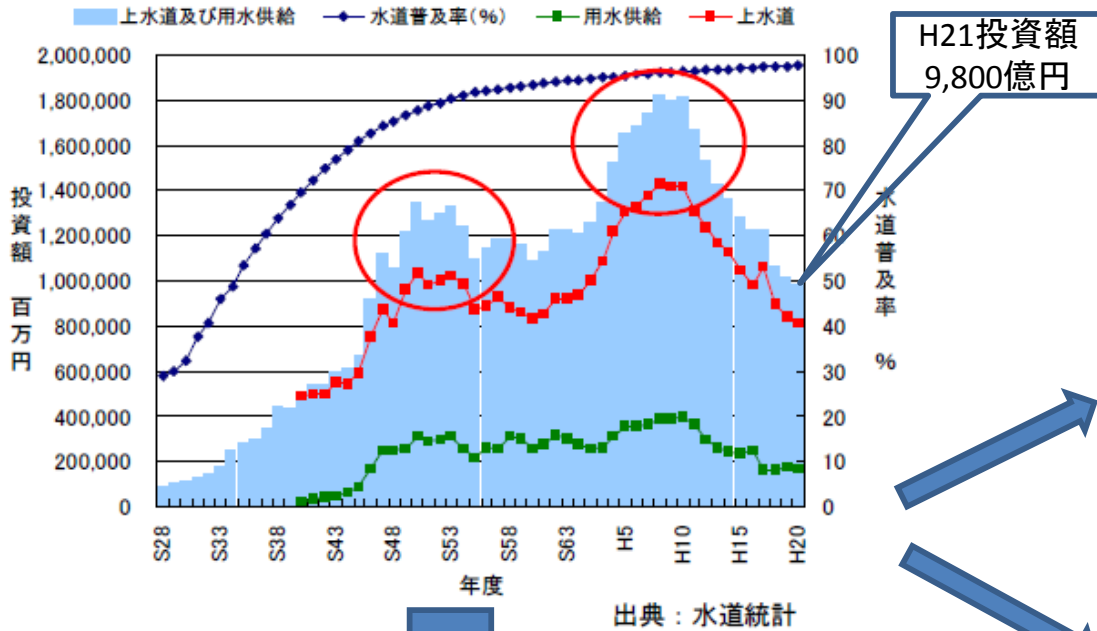


下水道



水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成20年価格)



平成20年度末資産額 46.7兆円

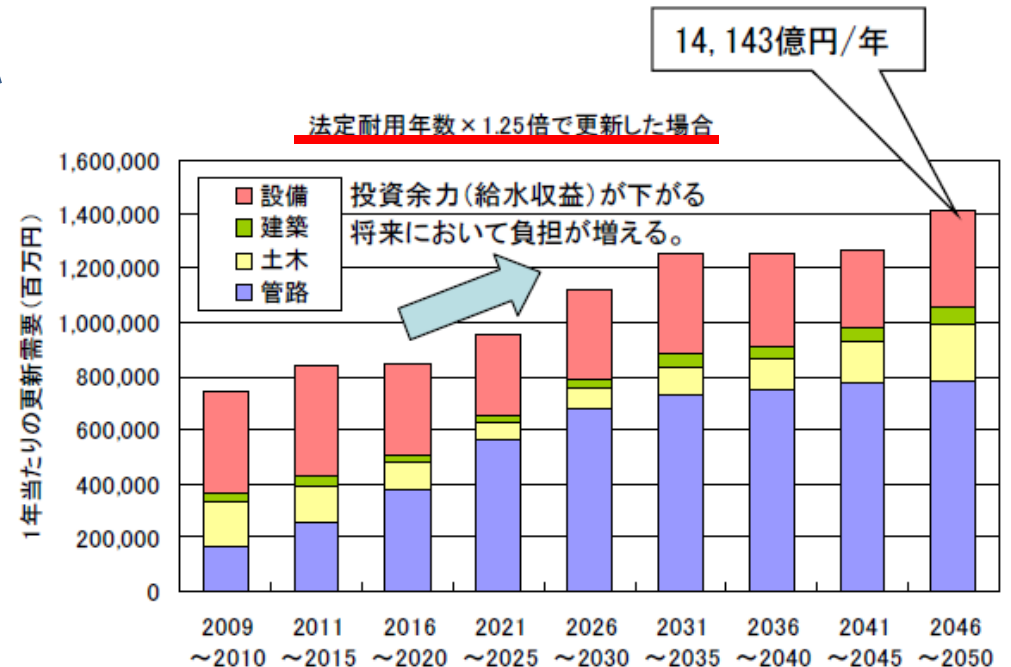
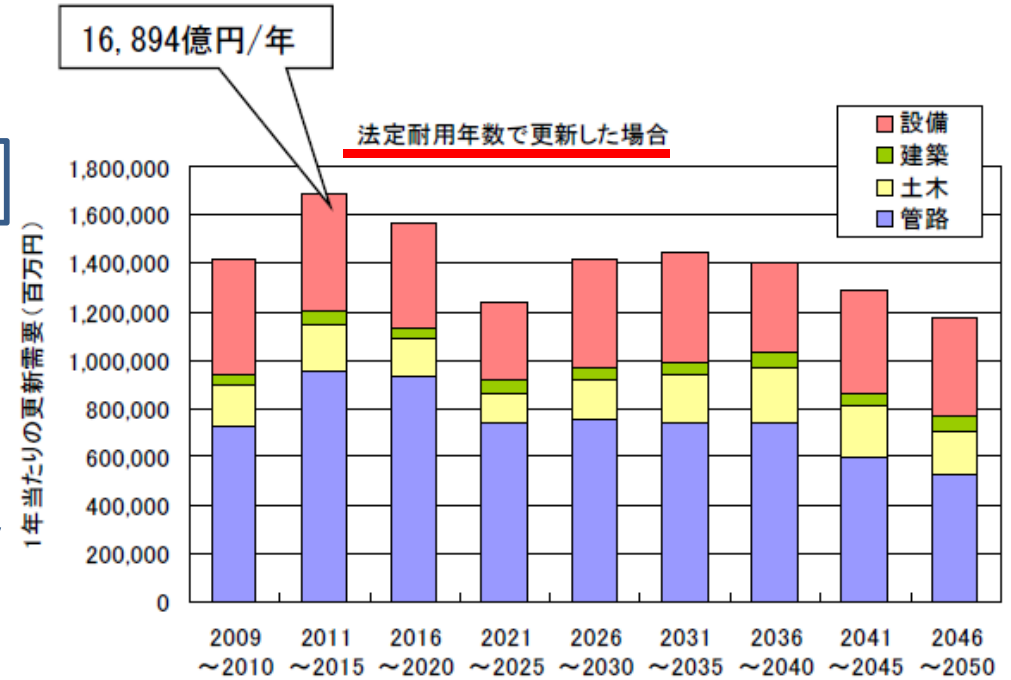
【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77	0.77	0.79
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5	9.5	10.5

減少 (0.87 to 0.79)

増加 (0.77 to 0.79)

増加 (8.5 to 10.5)

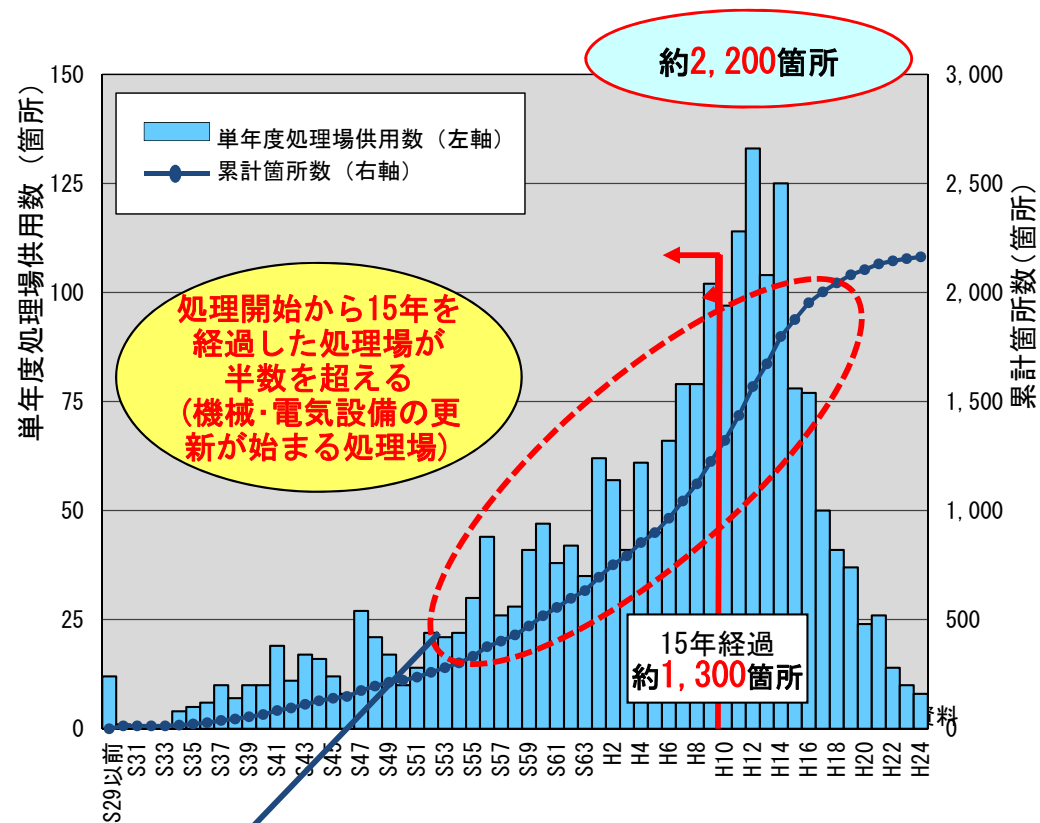
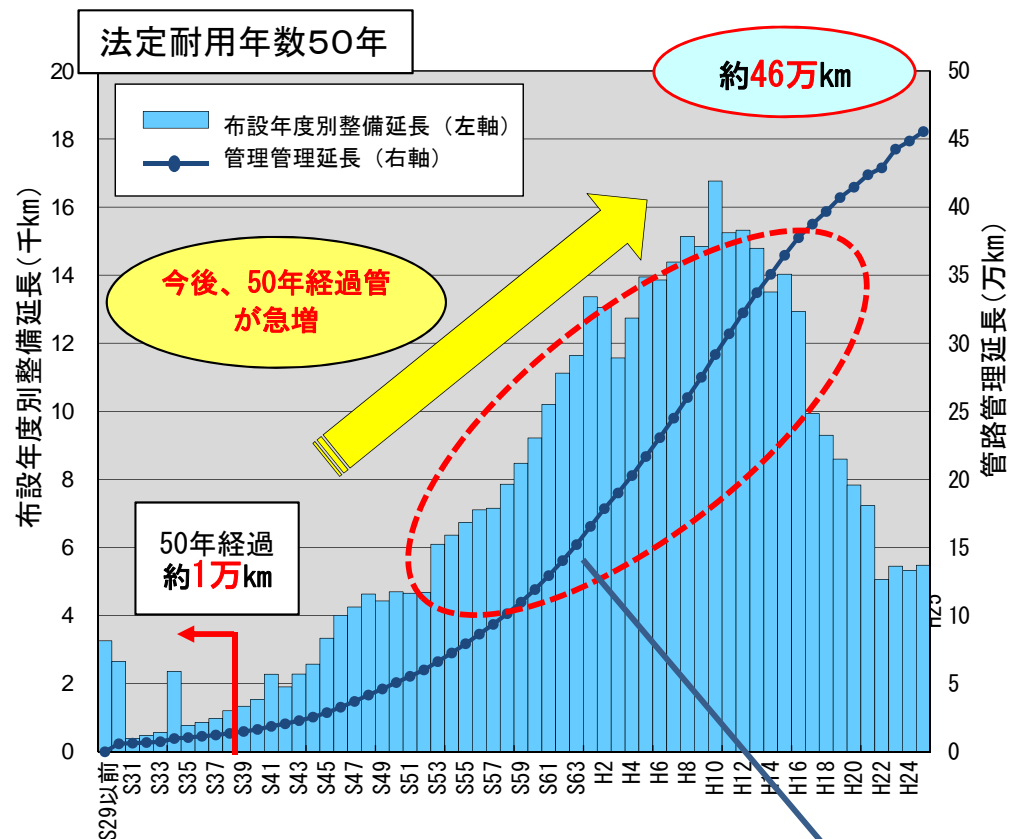


下水道ストックの現状

- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

■ 管路施設の年度別管理延長 (H25末現在)

■ 処理場の年度別供用箇所数 (H24末現在)



投資時期に偏在が見られる

出典:国土交通省資料

管路の老朽化等に起因した障害の発生事例①

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壌に管路が埋設されていることなどが原因。

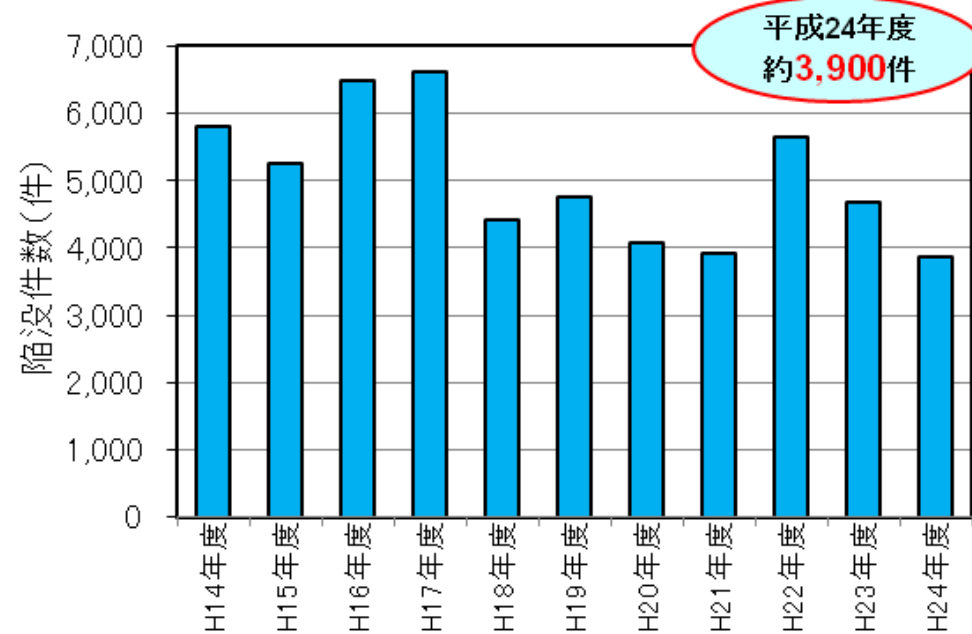
A水道事業

ゴム可とう管の破断
による配水管からの
漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)
- 市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)



■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



※写真はイメージ

管路の老朽化等に起因した障害の発生事例②

B水道事業	配水管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水管の破損により、約1,500戸で断水及び濁水 ○ 破損した配水管から噴出した水が土砂を巻き込みガス管を破損し、約14,800戸でガス供給も停止(ガス事業者に損害賠償) ○ 発生から復旧まで約1日
C水道事業	老朽化に伴う配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水管の破損により、約33,000戸(約74,000人)で赤水や濁水、断水等 ○ 発生から復旧まで約1日
D水道事業	配水管の破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冠水による幹線道路通行止め(3時間)
E下水道事業	下水道管の腐食による破損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 布設後33年経過した鉄筋コンクリート管の破損 ○ 長さ約10メートル、幅約6メートルにわたる中央分離帯の陥没 ○ 発生から緊急復旧まで約1ヶ月半 ○ 下水道管の補強工事と道路機能の復旧まで約4ヶ月 ○ 復旧工事期間中における夜間交通規制の実施



※写真はイメージ

震災対策に取り組む団体の事例

1 水管橋の地震・津波対策

- ・耐震性のない水管橋の横過トンネル化



2 管路の耐震化・老朽化対策

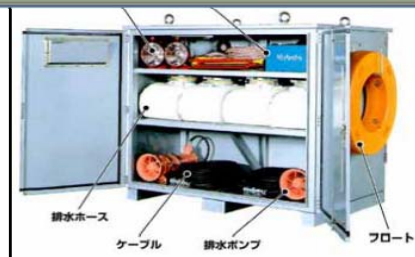
- ・老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- ・老朽管路の総合評価と優先度の決定
- ・耐蝕、被覆による管路の長寿命化



3 工業用水給水のバックアップ対策

- ・給水ルートが2重化とループ化
- ・他管理者の管路との接続給水
- ・緊急給水設備の整備

- ・災害時支援協定の締結
- ・工業用水被災時の復旧訓練
- ・工業用水管路の復旧資材の備蓄



2. 地方公営企業に係る政府と総務省の対応

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

経営状況の把握・経営管理

地方公営企業会計の制度等の見直し

- 資本制度の見直し
(平成24年4月から)
→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。
- 地方公営企業会計基準の見直し
(平成26年度予算・決算から)
→損益、資産等の正確な把握。

経営改革

- 公営企業の抜本改革
(平成21年度～25年度)
→事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知)

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少(平成20年度:61会計→平成25年度:18会計)

地方公営企業の抜本改革等の取組状況(平成26年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		PFI (導入数)		指定管理者制度 (導入数)		公営企業型 地方独立行政法人(導入数)	
368事業(240事業)		272事業(118事業)		59事業(15事業)		776事業(172事業)		43法人(32事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
35(19)	333(221)	42(20)	230(98)	29(5)	30(10)	121(24)	655(148)	25(18)	18(14)
宅地造成	92(66)	介護	143(67)	下水道	23(7)	介護	217(50)	病院	43(32)
観光施設その他	58(31)	病院	30(13)	病院	15(3)	観光施設その他	178(47)		
介護	55(33)	観光施設その他	25(8)	水道	10(4)	駐車場	157(23)		
病院	49(26)	交通	24(7)	観光施設その他	4(0)	病院	74(18)		
簡易水道	35(25)	ガス	19(5)	工業用水道	2(1)	港湾整備	34(7)	包括的民間委託 (導入数)	
駐車場	22(18)	電気	9(5)	港湾整備	2(0)	下水道	33(2)	87事業	
と畜場	11(8)	市場	8(5)	市場	1(0)	市場	36(18)	県・政令市等	市町村等
水道	8(5)	駐車場	5(3)	宅地造成	1(0)	と畜場	24(3)	11	76
交通	7(5)	と畜場	4(3)	駐車場	1(0)	簡易水道	8(1)	水道	42
電気	7(4)	宅地造成	3(2)			宅地造成	7(0)	工業用水道	2
下水道	9(8)	工業用水道	1(0)			水道	4(1)	下水道	35
市場	7(6)	港湾整備	1(0)			工業水道	2(1)	簡易水道	7
港湾整備	5(3)					交通	2(1)	港湾整備	1
工業用水道	2(2)								
有料道路	1(0)								

(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)

(※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成26年4月1日の実績で内数。

(※)包括的民間委託については、平成24年4月2日から平成26年4月1日の実績。

<平成21～25年度までの「集中取組期間」の実績>

事業規模に占める資金不足額の割合が経営健全化計画の策定を要する基準以上である会計

平成20年度:61会計→平成25年度:18会計(▲70.5%)

公営企業の抜本的な改革への取組

新会計基準による予算・決算
の実施

(損益・資産の正確な把握)

↓
公営企業会計の適用拡大



経営比較分析表の策定・公表

(経年比較・類似団体の比較を推進)

↓
公表分野を順次拡大

公営企業の全面的な見える化

抜本的な改革の検討

廃止・
民営化等

広域化・
民間活用

推進
方策

- 抜本的改革取組状況調査の実施、公表
- 優良事例集の作成
- 課題、推進方策等の議論(研究会)

相互に反映



経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等
を行い、経営基盤を強化

推進
方策

- 経営戦略策定ガイドライン等、支援措置を実施
- 策定状況調査の実施、公表
- 交付税を重点的に措置

公営企業の更なる経営健全化を推進

第3章「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」—

公営企業・第三セクター関連部分

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- ・ 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。
- ・ 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大(※)、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

※ 平成27年1月に総務大臣から各地方団体に対し、平成27年度～31年度までの5年間で、特に、下水道事業及び簡易水道事業について、公営企業会計への移行の完了を要請しているところであるが、当該記載は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間(平成28年度～30年度)において、その取組を徹底して進める、という趣旨である。

PPP/PFI 関連部分

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[1] 公的サービスの産業化

(民間資金・民間ノウハウの活用)

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフットィングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットィングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP/PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。PPP/PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)(抄)

公営企業・第三セクター関係部分

3. 主要分野毎の改革の取組

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

(1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(取組方針・時間軸)

「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。(中略)公営企業・第三セクターの改革については、既に総務省から自治体に対して各種指針の発出・要請等が行われており、これを踏まえ、計画期間内のできるだけ早期に取組を進める。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数(人口3万人以上)、経営戦略の策定率や収支赤字事業数の減少を確認するとともに、収支、繰出金等の指標を用い、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する。

(2) 地方行財政の「見える化」

(取組方針・時間軸)

(中略)あわせて、公営企業会計の適用を推進するとともに、公共施設等の集約化・複合化等の成果の検証を行う。

(KPI)

重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数を確認することにより、公営企業会計を全面的に「見える化」する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。
- 2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<④公営企業、第三セクター等の経営の改革> ○公営企業会計の全面的な「見える化」							
	○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015年1月)	地方財政措置等により支援					(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)	・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象自治体の100%】 【人口3万人未満の自治体については進捗検証】	
	○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015年9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表	重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進							
	公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)								
	「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進								
	《総務省自治財政局》								

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><④公営企業、第三セクター等の経営の改革></p> <p>○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の検討の推進</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○2014年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請(2014年8月) 病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請(2015年3月) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進</p> <p>(優良事例を抽出)</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進</p> <p>(課題等を抽出)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p> <p>検討結果に基づき、左記の方策を実施</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>個別事業における広域化等の推進 (連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、収支、繰出金等)</p> </div> </div> <p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>《④公営企業、第三セクター等の経営の改革》</p> <p>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p> <p>○2014年度 ・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請(2014年8月) ・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請(2015年3月)</p> <p>○2015年度 ・「経営戦略ガイドライン」の策定 ・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進</p>	<p>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査 調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進</p>	<p>水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>	<p>策定の遅れている団体・分野の取組を促進</p>	<p>・経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>・新公立病院改革プランの策定率 【2018年度までに100%】</p> <p>・収支赤字事業数 【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</p>	

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○第三セクター等の改革</p> <p>○2014年度 ・「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方自治体に対し、2014年度以降においても、引き続き、関係を有する第三セクター等について効率化・経営健全化に取り組むことを要請(2014年8月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表		(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)		健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進		・第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等) 【減少】	
		第三セクター等の財政的リスク等を調査・公表し、各地方団体の経営健全化の取組を推進							

3. 地方公営企業の見える化の推進

- 地方公営企業会計基準の見直し
- 公営企業会計の適用拡大
- 「経営比較分析表」の策定・公表

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産の見直し
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

平成26年8月ロードマップを提示。
平成27年1月要請。

I. 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。 37

Ⅱ 地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金（＝借入資本金）を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。



地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【(参考)新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

固定資産 92,000	固定負債 5,000	固定資産 82,000	固定負債 42,000
	流動負債 20,000		流動負債 25,000
	資本金 35,000		資本金 5,000
	資本剰余金 30,000		利益剰余金 18,000
流動資産 8,000	利益剰余金 10,000	流動資産 8,000	

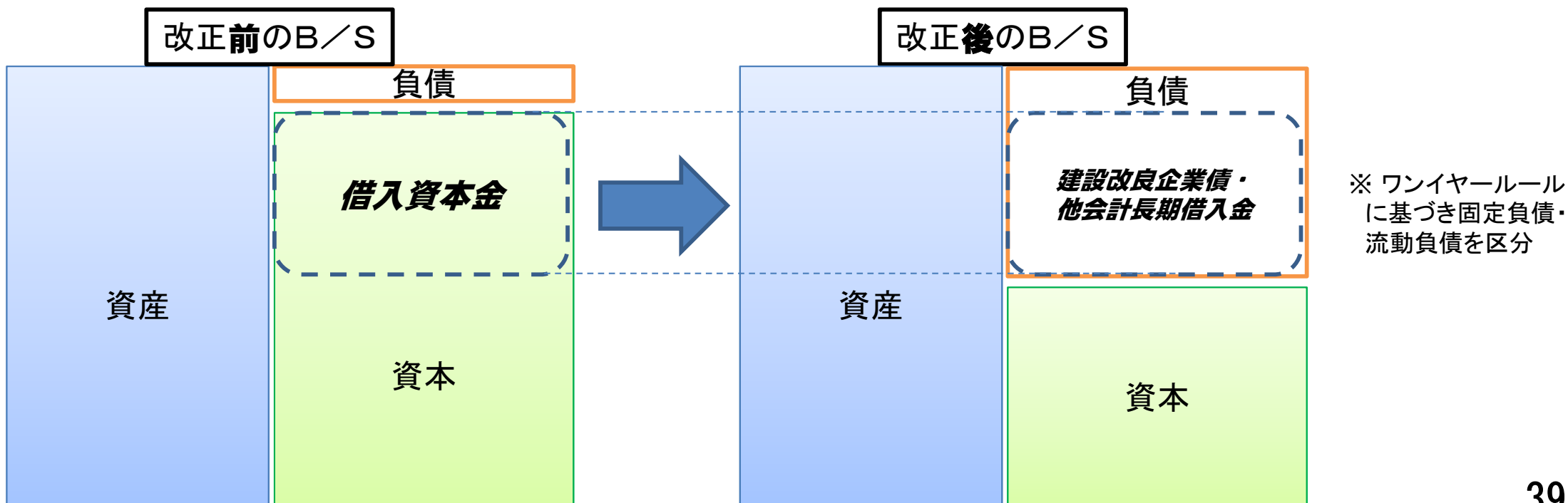
【変化の主な要因】
 ・借入資本金を負債に計上
 ・退職給付引当金を負債に計上
 ・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少

地方公営企業会計基準の見直し

1. 借入資本金

【基本的な方針】

- ① 借入資本金を負債に計上(令 § 15②)。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類(則 § 7③)。
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分(則 § 7②③)。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」(則 § 39 II)。



2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止（旧則 § 8 ④、 § 9 ③）。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（令 § 26、則 § 21）。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。
なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする（改正省令附則 § 6 ⑦⑧）。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする（則 § 21 ③）。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等（現行のみなし償却制度）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定（帳簿原価50億円とみなす）。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

損益計算書（X + 6年度）

（費用）
減価償却費 5億円

貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億円	借入資本金 50億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

貸借対照表（X + 6年度）

●資産	●資本
資産A 70億円	借入資本金 20億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

（減価償却累計額 △30億円）

（借入資本金償還 △30億円）
（企業債）

減価償却対象 50億

※除却時に資産Aに相当する額 50億円を一時に償却できる。

みなし償却制度のデメリット

- ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ②みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等（新たな会計処理方式）

改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（改良の場合も同様）。

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。
 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

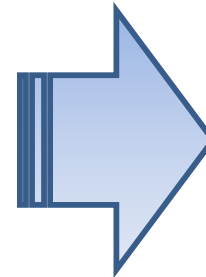
貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

損益計算書（X + 6年度）

（費用） 減価償却費 10億円
 （収益） 長期前受金戻入 5億円

貸借対照表（X + 6年度）



減価償却対象
100億

●資産	●負債
資産A 40億円	（企業債償還 Δ 30億円）
	（長期前受金償却 Δ 30億円） ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

3. 引当金

【基本的な方針】

- ① 退職給付引当金の計上を義務化(則 § 22)。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」(改正省令附則 § 5①)。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

引当てを義務付ける意義

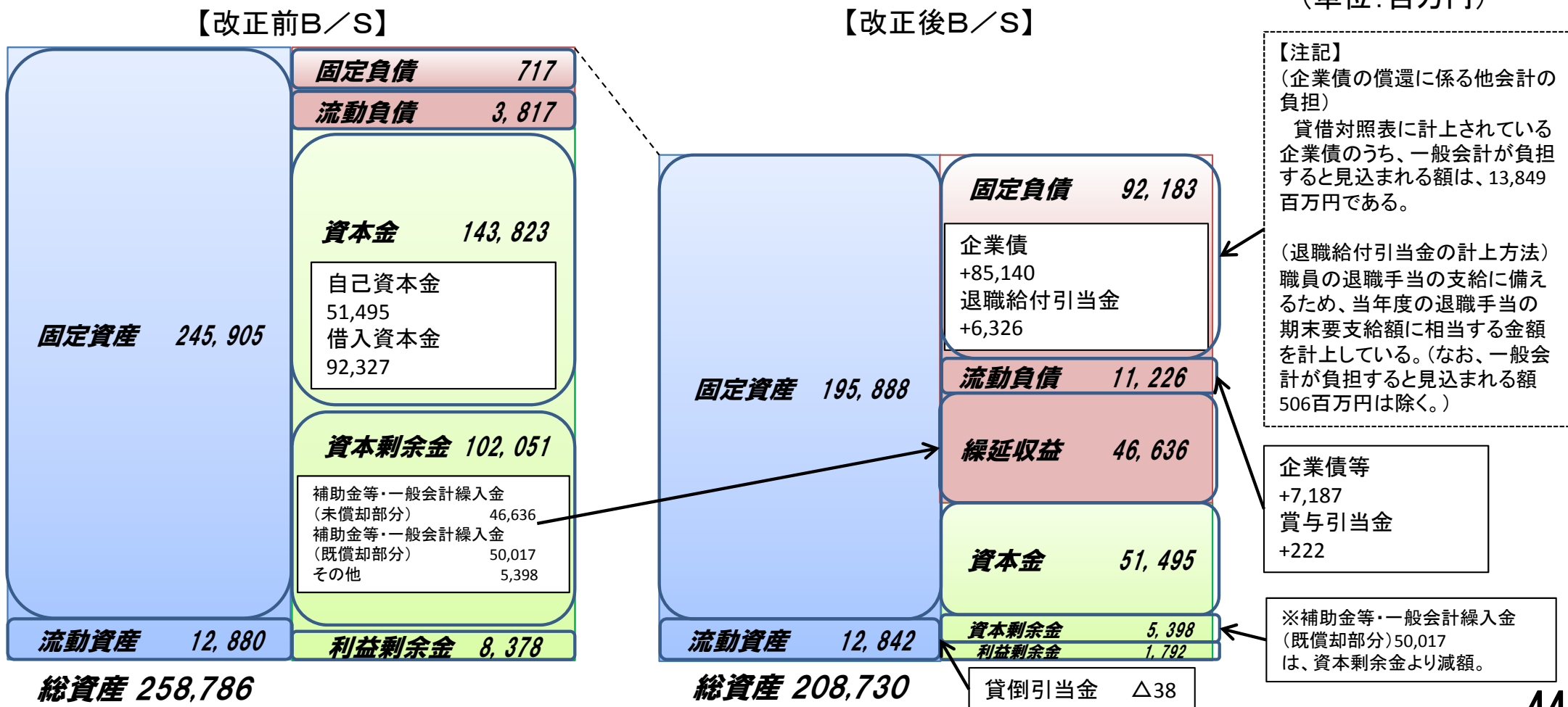
「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

貸借対照表への影響は？（A市水道事業の場合）

- 「みなし償却」制度の廃止により固定資産が減少(△20.4%)
- 建設改良のための借金(借入資本金)の計上方法の変更等により、資本:負債の比率が激変！(資本:負債=98:2から28:72へ)
- ただし、実質的には負債とは言えない繰延収益が含まれ、企業債にも一部一般会計負担があることに留意する必要がある。

【設例】平成26年度から新会計基準を適用した場合(「みなし償却」適用事業)

(単位:百万円)



※病院事業等の場合は職員数が多いため、退職給付引当金の計上の影響が大きい(→資本に対する負債の比率がさらに上昇)。

損益計算書への影響は？（A市水道事業の場合）

- 本来認識しなければならない収益・費用を、発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益（長期前受金戻入）としてカウント → 収益の増加要因に。
- 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、たな卸資産評価損、減損損失の計上により、短期的には費用が増加するが、これらは発生主義の徹底により前倒しで計上されるもので、長期的には損益に対して中立的。

改正前のP/L

営業収益	28,701
営業費用	20,094
...	
減価償却費	5,164
賞与(※当年度4-11月分)	396
賞与(※前年度12-3月分)	198
退職給与金	723
...	
営業利益	8,607
営業外収益	472
...	
営業外費用	3,712
経常利益	5,367
特別利益	12
特別損失	77
貸倒損失	57
...	
当年度純利益	5,302

改正後のP/L

営業収益	28,701
営業費用	20,999
...	
減価償却費	6,197
賞与(※当年度4-11月分)	396
賞与引当金繰入額(※当年度12-3月分)	222
退職給付引当金繰入額(※通常分)	533
貸倒引当金繰入額	38
...	
営業利益	7,702
営業外収益	2,399
...	
長期前受金戻入	1,927
営業外費用	3,712
経常利益	6,389
特別利益	12
特別損失	6,373
...	
たな卸資産評価損	8
減損損失	572
退職給付引当金繰入額(※移行処理分)	5,793
...	
当年度純利益	28

・これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費が増加。

・引当金はいずれも、将来発生する可能性が高い費用を現時点で計上するもの(これまでは支払や損失確定のタイミングでP/Lに費用計上)。

・長期前受金戻入の計上により、収益が増加。
・一般会計繰入金 → 収益分が純増。
・補助金等 → これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費増加分と相殺。

・資産価値の減少により将来費用・損失が発生する可能性が高い場合に、現時点で費用・損失発生見込み分を計上するもの。

※明らかになった真の損益構造をもとに、以下のポイント等を検証・検討することが重要。

- (1) 赤字構造か黒字構造か
- (2) どの程度公的支援に依存しているか
- (3) 費用縮減できる項目はないか
- (4) 適切な料金水準はどの程度か

会計基準見直しによる財務諸表への影響と留意点①

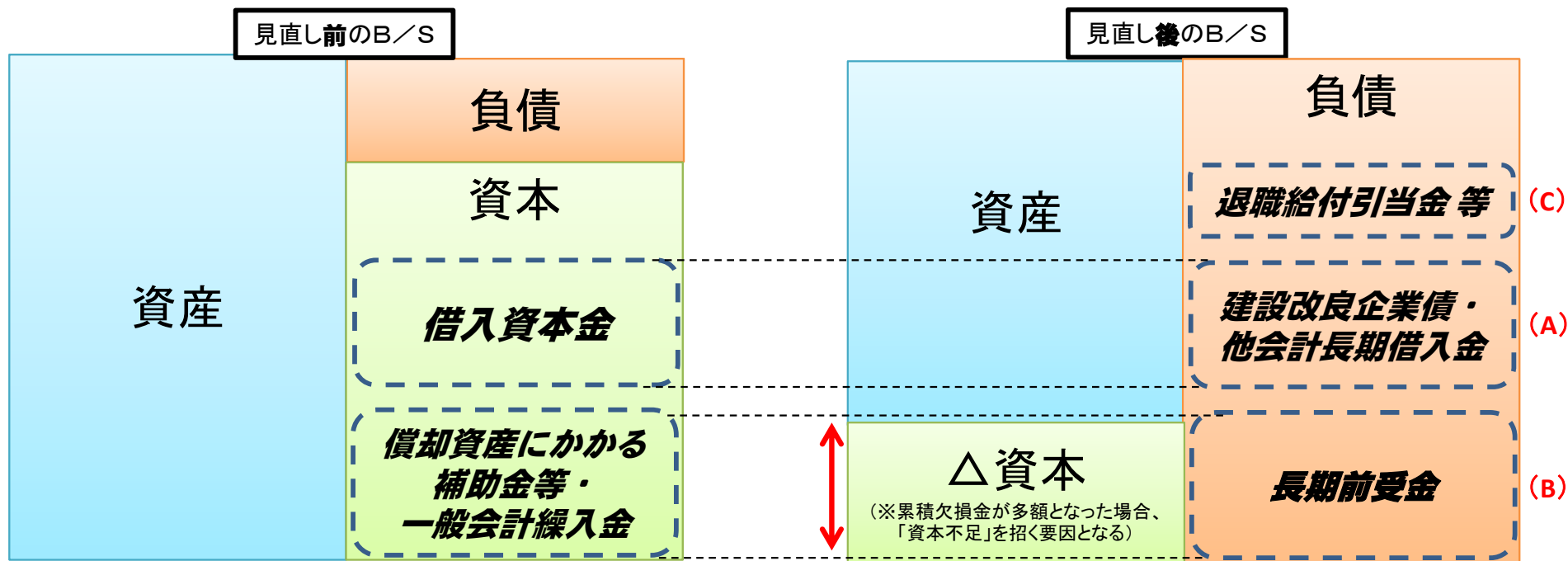
会計基準見直しの内容

- 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更
- 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更
- 引当金の計上義務化(退職給付引当金等)



資本金から負債へ・・・(A)
 資本剰余金から負債へ(長期前受金(繰延収益)へ)・・・(B)
 負債の増・資本の減(過去分の退職給付引当金の計上の影響が大きい)・・・(C)

【一部の公営企業では、以下のようなB/Sとなる場合がある】



公営企業における負債＞資産となる場合の考え方

□ 以下の通り、一層の経営の健全化を推進する必要性があることを示している。

- 貸借対照表において負債が資産を上回る状態(「資本不足」)となる場合、一般的に累積欠損金が多額となっていることが多く、相対的には厳しい経営状況にあること。
- 累積欠損金は、公営企業で負担すべきコストを料金等で回収できなかったことを意味することから、資本不足の原因となっている累積欠損が改善に向かうよう、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められること。

□ ただし、負債が資産を上回った場合においても、公営企業の場合、通常は即座に経営が立ちゆかなくなるものではない点に留意(民間企業との相違)。

会計基準見直しによる財務諸表への影響と留意点②

「長期前受金(繰延収益)」の考え方の留意点

◆ 会計基準における取扱い

会計基準の見直し後、長期前受金は、負債に計上する。

◆ 総務省における決算統計上の取扱い

長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産を取得するために受けた補助金等を期間対応して繰り延べられる収益であり、将来的に収益化が予定されていることから、決算統計における財務分析においては資本に含める。

$$\text{例：自己資本構成比率(\%)} = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{長期前受金(繰延収益)}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

◆ 各公営企業における財務分析上の留意点

各公営企業の財務分析においても、長期前受金の特性に留意することが必要。

「新会計基準適用前の引当不足分に係る退職給付引当金」(*)の考え方の留意点

※新地方公営企業会計基準の最初適用年度の初日において新規則第22条の規定により計上されるべき退職給付引当金(地方公営企業法施行規則附則第5条第1項) ⇒以下、「過去分の退職給付引当金」という。

◆ 会計基準における取扱い

会計基準の見直し後、過去分の退職給付引当金は、負債に計上する。

◆ 総務省における決算統計上の取扱い

決算統計における財務分析上においても、負債として取扱う。

◆ 各公営企業における財務分析上の留意点

過去分の退職給付引当金については、各公営企業の財務分析において以下の点に留意が必要。

- 会計基準の見直しにより退職給付引当金の計上が義務化されたことによる影響であること。
- 当面は支出しないものも含まれており、退職給付引当金に見合う現金等を直ちに必要とするものではないこと。

新会計基準に基づく地方公営企業決算の公表(H27.9)

新会計基準導入(H26年度予算・決算~)のねらい

● 企業会計原則の考え方を最大限取り入れ

● 民間企業比較、地方公共団体間比較の容易化

● よりの確な経済性の検証が可能

平成26年度決算のポイント

①資産価値の実態を適切に表示

- ・時価評価の導入(造成した土地等を減額▲0.8兆円)
 - ・収益性が低下した資産を減額
 - ・すべての償却資産をフル償却
- (固定資産の減額▲6.7兆円)

⇒ 総資産規模が減少(▲7.5兆円)

②資本と負債を明確化

- ・借入資本金の負債計上

⇒ 負債比率が上昇(資本:負債=3:7)

③将来必要な費用も的確に計上

- ・退職給付引当金等の計上(特別損失1.5兆円の増)

⇒ 総収支が赤字(H26年度▲0.6兆円)

見直しの効果

資産状況や損益構造がより一層明確化

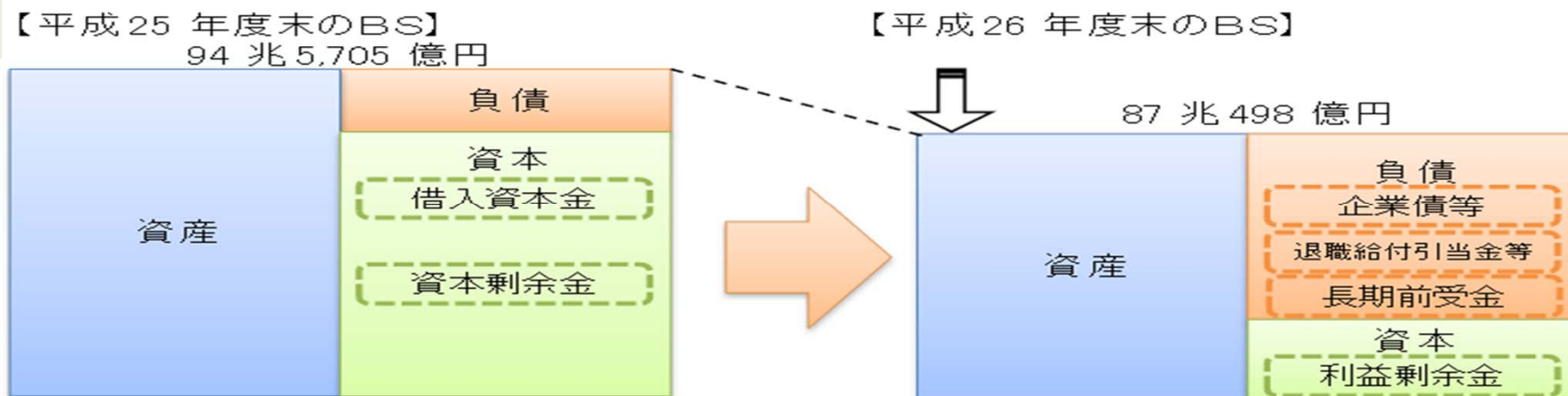
負債及び費用の増等により、**215事業が資本不足**

今後の方針

- 新会計基準に基づく予算・決算を行う団体を拡大(公営企業会計の適用拡大)
- 各公営企業が決算結果を活用し、廃止、民営化等の抜本改革の検討や経営戦略の策定を推進

平成26年度決算における地方公営企業会計基準の見直しによる財務諸表への主な影響 (対象となるのは法適用企業のみ)

貸借対照表



○平成26年度決算においては、会計基準の見直し等の影響を受け、

- (1) これまで減価償却を行っていなかった固定資産(補助金等充当部分)について、すでに償却した部分を減額することにより固定資産が減少。
(2) 収益性が低下した固定資産を減額。
(3) (1)、(2)などにより固定資産が減少(△6兆6,858億円)。
- 時価評価によるたな卸資産の減額等により、資産(=土地造成)が減少(△7,906億円)。
- これまで減価償却を行っていなかった固定資産(補助金等充当部分)に充当された補助金等(資本剰余金に計上)について、すでに償却した部分を減額(資本剰余金の減)するとともに、未償却分を資本(=資本剰余金)から負債(=長期前受金)に計上(21兆1,716億円)。
- 企業債等を資本(=借入資本金)から負債(固定負債又は流動負債)に計上(31兆3,882億円)。
- 退職給付引当金等の計上により負債に計上する引当金が増加(+7,974億円)。

○上記見直しの影響等により、

- 総資産が7兆5,206億円減少。資本：負債の比率が9：1 → 3：7に大きく変化。
・ただし、返済義務のない負債である長期前受金が含まれていることに留意が必要。
・長期前受金を資本に含めた場合の資本：負債の比率は6：4。
- 補助金等の計上方法の変更に伴い、資本剰余金の一部を利益剰余金へ振り替えたことにより資本剰余金が減少する一方、利益剰余金は増加(+4兆5,390億円)し、公営企業全体の累積欠損金が減少(△2,409億円)する等、公営企業全体の健全性は維持。
・これまで減価償却を行っていた固定資産に充当された補助金等について資本剰余金から利益剰余金へ振り替えて計上する等により、利益剰余金が増加(+4兆5,390億円)
・個別の公営企業を見た場合、法適用企業(3,063事業)のうち2,848事業(93.0%)が資産超過で、資本の減少等により215事業(7.0%)が資本不足となっている。

(※返済義務のない負債である長期前受金を控除した場合、2,954事業(96.4%)が資産超過で、資本不足は109事業(3.6%。)

損益計算書

【平成25年度のPL】



【平成26年度のPL】



○平成26年度決算においては、会計基準の見直し等の影響を受け、

- 1 これまで減価償却を行っていなかった補助金等により取得した固定資産について、減価償却を行うことにより、費用(減価償却費)が増加(+6,206億円)。
- 2 補助金等の減価償却等見合い分について、収益(長期前受金戻入)に計上(8,895億円)。
- 3 退職給付引当金の一括計上等により費用(特別損失)が増加(+7,406億円)。

○上記により、総収支(純損益)は平成25年度の黒字(+4,159億円)から平成26年度は赤字(△6,223億円)へ

※ 退職給付引当金の一括計上等により費用(特別損失)が増加したことが大きな要因であり、来年度以降、一括計上は行われないため、特別損失は減少する見込み。

※ 退職給付引当金は全企業職員が将来退職した場合に支給すべき退職手当の支払いに備えて設けられるものであり、直ちに現金化されるものではない。

(※ 退職給付引当金の一括計上等(7,406億円)を控除した場合には、1,183億円の黒字。)

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

Ⅲ. 財務規定等の適用範囲の拡大

【現状】

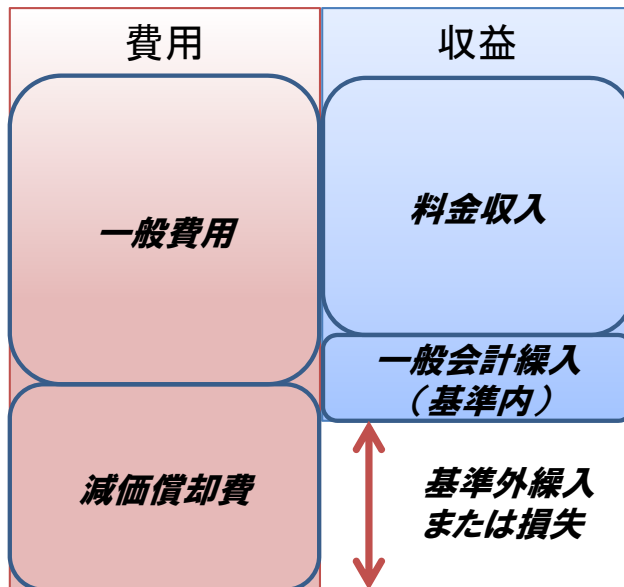
地方公営企業の約2/3は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

【課題】

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

➡ **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。
地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

【下水道事業で想定される損益構造】



- ◆ 下水道事業は地方公営企業法・任意適用事業であり、約9割を占める法非適用企業の計理は官庁会計方式で行われている。
- ◆ 企業会計方式で下水道事業の財務諸表を作成した場合、以下のような経営の実態が明らかになる可能性あり。
 - ・従来の建設投資に係る減価償却費が膨大。
 - ・費用を賄うだけの料金収入が確保できていない。
 - ・損失を埋めるために多額の基準外繰入が行われている。

➡ **企業会計方式は、公営企業の経営実態を住民等に知ってもらうためのツール** 52

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,703事業のうち、法適用事業は、平成25年度は前年度に比べ37事業の増加となり、3,033事業(事業数全体の34.9% H24比0.6ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
	24	25(a)	増減	24	25	増減	24	25(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,377	1,377	0	745	734	△ 11	2,122	2,111	△ 11	65.2%
うち簡易水道	23	25	2	745	734	△ 11	768	759	△ 9	3.3%
工業用水道	153	154	1	0	0	0	153	154	1	100.0%
交通	55	53	△ 2	38	38	0	93	91	△ 2	58.2%
電気	26	28	2	39	51	12	65	79	14	35.4%
ガス	29	28	△ 1	0	0	0	29	28	△ 1	100.0%
病院	643	642	△ 1	0	0	0	643	642	△ 1	100.0%
下水道	502	538	36	3,131	3,101	△ 30	3,633	3,639	6	14.8%
その他	211	213	2	1,775	1,746	△ 29	1,986	1,959	△ 27	10.9%
合計	2,996	3,033	37	5,728	5,670	△ 58	8,724	8,703	△ 21	34.9%

公営企業会計の適用の推進について(要請)

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※ 併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

- ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
- ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
 - ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H27.10.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 79.0%、簡易水道事業 80.3%

【3万人未満の団体も含む全地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 47.4%、簡易水道事業 52.6%

<備考> 「地方公営企業の法適用状況」(平成25年度)

地方公営企業事業数 8,703事業

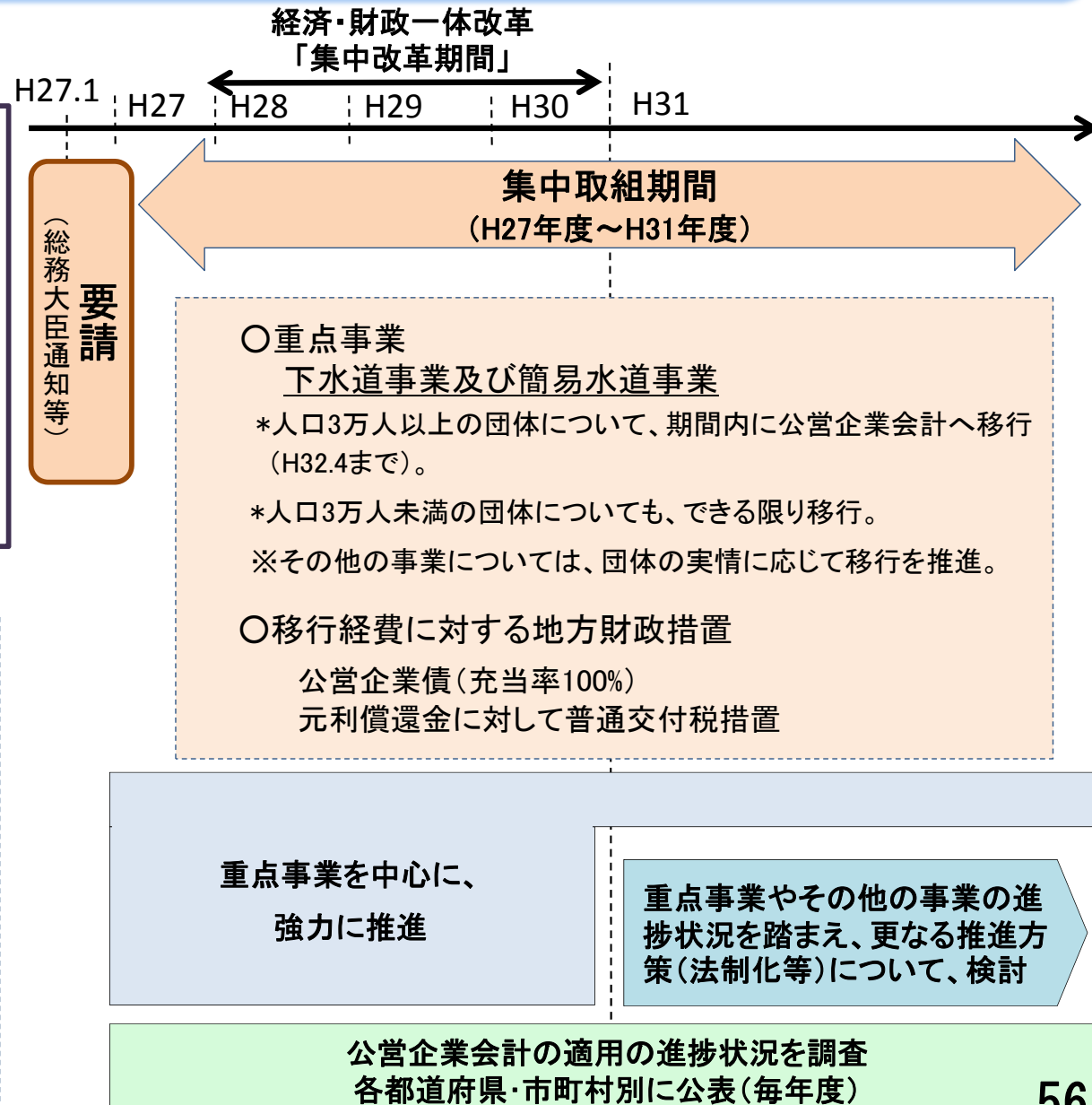
○ 法適用事業数 3,033事業(35%)

(水道、工水、交通、電気、ガス、病院は、法適用事業)

○ 法非適用事業数 5,670事業(65%)

(うち、簡易水道事業・下水道事業 3,835事業(44%))

→ 下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に公営企業会計の適用を進めることで、全体事業数の35%→80%をカバー



公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。
適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
 - ・ 発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
 - ・ 発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)
※ 公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
 - ・ 充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
 - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
 - 簡易水道事業 : 50%
 - ※ 従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にとっては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. アドバイザー派遣

- 公営企業等の経営改善(公営企業会計の適用を含む。)等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。
- 7月から随時、アドバイザー派遣を実施。

5. 研修等の実施

- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施。
例: 昨年7月上旬に全国市町村国際文化研修所(JIAM)、本年2月に市町村職員中央研修所(JAMP)において研修を実施。
- 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣する予定。

上記のほか、

- ・ 公営企業会計の適用に係る取組状況(移行予定時期等)を調査、公表予定
- ・ 「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」の更新予定

公営企業会計適用による経営上の効果①(整備手法見直し)

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能なことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒ <u>283.8円</u>	251.3円⇒ <u>258.1円</u>

(注)公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5~10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

公営企業会計適用による経営上の効果②(更新投資推計)

○更新投資の合理的な推計を行うことが可能となり、「経営戦略」策定の必要性を認識することができた。

概要・背景

- 長い管路延長を有するが、公営企業会計適用前は適切に減価償却費を算定できないため、今後の更新投資の実施時期、金額等を合理的に把握することができなかったが、適用後は取得価額等をベースに更新見込額の試算が可能となった。

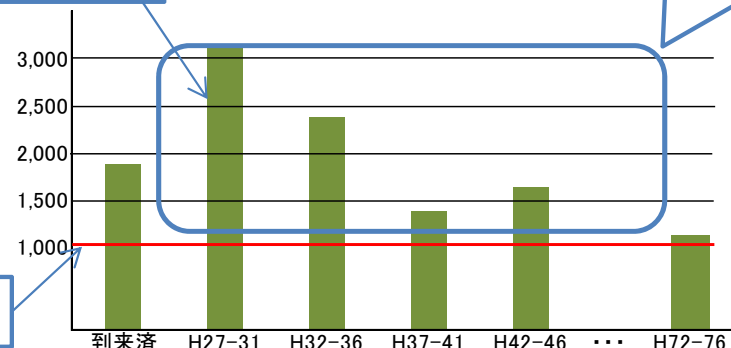
事例

- 固定資産台帳情報を基礎に、仮に耐用年数到来時に、すべて同口径で更新するとした場合の更新予定時期及び更新見込額を試算した。

取得年度	取得価額	デフレーター	更新見込額	更新予定
S35	600	23%	2,609	到来済
S36	700	25%	2,800	到来済
⋮				
H25	1,200	100%	1,200	H75
H26	1,000	100%	1,000	H76

過去5年間の更新投資の年平均額

当該5年間の更新投資の年平均額



効果

- 法定耐用年数到来時に更新投資を行ったと仮定した場合の金額を試算したところ、過去5年間の更新投資の年平均額を大幅に上回ることが判明した。
- 想定どおりに更新投資を行う財源を確保することが困難であるため、管路の劣化診断、水需要の変化に対応した更新時のダウンサイジングの必要性をより客観的に認識できた。
- より一層精緻で合理的な投資試算と、それを賄うため財源試算を行うことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果③(原価算定)

○給水原価の適切な把握により、適正な使用料の設定と経営健全化につなげることができた。

概要・背景

- 簡易水道事業において、公営企業会計適用前は企業債元金償還額を「減価償却費」とみなして原価に反映させ、料金を算定していたが、適用後は「減価償却費」を正確に把握することが可能となり、より精緻な料金算定が可能となった。

事例

【企業会計適用前の給水原価】

100	元金償還額
30	利息
80	維持管理費
210	

【企業会計適用後の給水原価】

120	減価償却費
30	利息
80	維持管理費
230	

元金償還額を「減価償却額」とみなす
 ↓
 ○償還期間に限り原価に反映
 ○起債額の多寡で原価への反映額異なる等

「減価償却額」を把握可能
 ↓
 ○より精度の高い原価の期間配分が可能(適正な期間、コストを原価に反映)
 ○起債額に関わらず、資産の経済的価値とその減耗分を原価に反映可能等

特有の事情として、自己資金を活用し、起債発行額を抑制したため、簡易水道事業会計の支出額(原価)は少なく済んでいた。

収支を概ね均衡させるため、原価にあわせて使用料水準を抑制。

公営企業会計適用により、減価償却費等のコストを精緻な水準で把握することが可能となったため、精緻なコスト情報を基に、より適切な使用料改定を行うことが可能となった。

(注1) 論点を単純化するため、建設時の国庫補助金や維持管理費等への一般会計繰入金はゼロとしている。

(注2) 投資の合理化、経費節減などの経営努力はすでに行っているものとする。

効果

- 公営企業会計の適用を行い、費用のより適正な期間配分が可能となったため、期間費用を使用料で負担いただくという、明確な根拠を持った説明を行うことができ、適正な水準への使用料改定に向けて動き出すことが可能となった。
- 原価を反映した料金算定が行われなかったことにより、経営が悪化していたが、健全化に取り組むことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果④(セグメント分類)

○セグメントごとの経営実態を把握することで、事業の負担のあり方の検討につなげることができた。

概要・背景

- 全体として赤字となっている下水道事業会計について、公営企業会計適用後にセグメント情報を作成したところ、雨水処理事業の収支は均衡しているが、汚水処理事業で赤字が発生していることが明らかとなった。

事例

- 下水道事業に公営企業会計を適用し、決算書の注記で求められている「セグメント情報」について、右表のように「汚水処理事業」と「雨水処理事業」とに分け、経営実態の把握、一般会計繰入金の金額等について把握した。
- その結果、損益ベースにおいて、汚水処理事業で赤字が発生していることが判明した。

	汚水処理事業	雨水処理事業	合計
営業収益	15,000	5,000	20,000
営業費用	20,000	4,000	24,000
営業損益	△5,000	1,000	△4,000
営業外収益	9,000	0	9,000
営業外費用	4,500	1,000	5,500
経常損益	△500	0	△500
<内訳(一部)>			
他会計繰入金	4,000	5,000	9,000
減価償却費	10,000	2,500	12,500

効果

- 公営企業会計を適用し、料金による経費負担を原則とする汚水処理事業と、公費を経費の財源とすることが原則の雨水処理事業とに分けてセグメント情報を把握することにより、両事業の経営実態を明らかにすることが可能となった。
- 赤字が生じている汚水処理事業について、中長期的視点で赤字解消を図る必要があることから、それをどのように実現していくか、「経営戦略」策定等による経営基盤強化の必要性を強く認識するに至った。

公営企業会計適用による経営上の効果⑤(投資規模の見直し)

○老朽化施設更新後の損益状況を把握することで、施設規模のダウンサイジングが可能となった。

概要・背景

- 老朽化した污水处理施設の更新にあたり、投資を実施した場合のシミュレーション(当初案)を実施したところ、大幅な損益悪化が見込まれた。このため、改めて必要な処理能力を精査し、施設規模(投資額)の縮小を検討することとした。

事例

- 老朽化した処理施設の更新にあたり、現行処理施設の規模をほぼ維持する形で投資を実施した場合(当初案)、更新後の損益は赤字に転じることが明らかとなった。
- 再検討を行った結果、汚水処理量が減少傾向にあり、処理能力を縮小しても大きな影響がないと評価されたことも踏まえ、損益が赤字とならないよう、施設のダウンサイジング(投資の縮小)を決定した(ダウンサイジング案)。

【処理施設の現状】

	平成25年度
処理能力	25,000m ³ /日
施設利用率	50.3%
最大稼働率	72.6%

【処理施設の更新投資案の比較】

	当初案	ダウンサイズ案
処理能力	25,000m ³ /日	20,000m ³ /日
N年度投資額	30億円	25億円
N+1年度減価償却費	1億2,000万円	1億円
N+1年度損益	△1,000万円	1,000万円

効果

- 大規模投資の与える影響を損益ベースで把握することで、投資規模の適正性を判断する際の参考とすることができた。
- ダウンサイジング(投資の縮小)に取り組んだ結果、損益赤字の発生を回避することができたため、使用料等の負担増加を回避することにつながった。

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較



- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止・民営化、広域的な連携等)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、施設利用率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表

2016 2018 2020

集中改革期間

公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進

・公表分野を順次、拡大
(毎年度、2~3事業を追加)

上・下水道事業の公表
(2016.2予定)

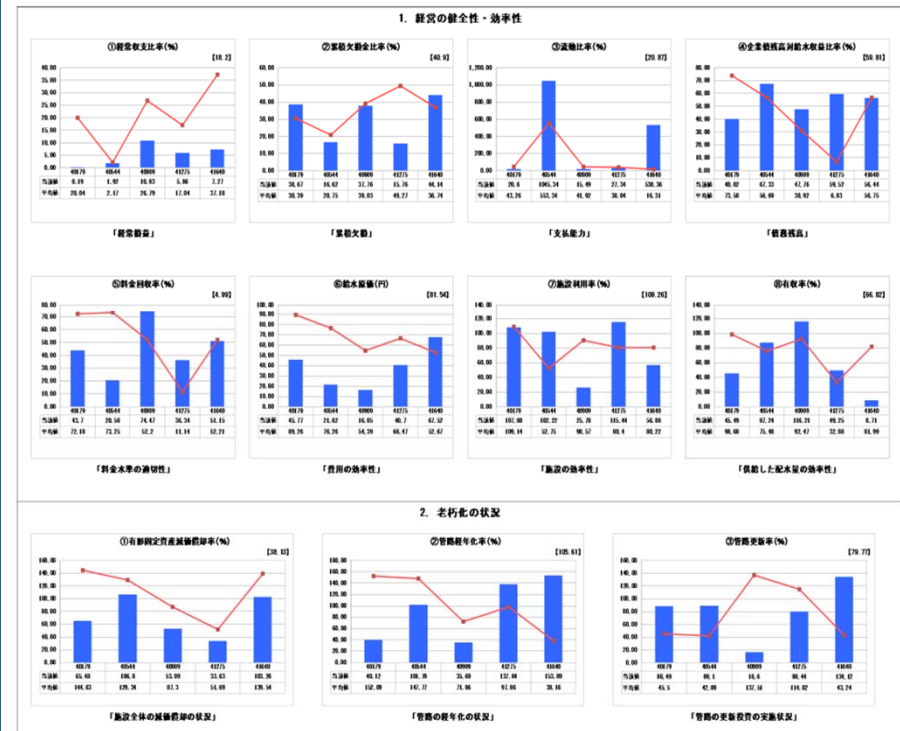
誰もが比較検討しやすいイメージで公表

(注適用) 水原事業 転置レイアウト

経営比較分析表

事業名	事業名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水原事業	本報給水事業	A1	777,77	866.66	900.00
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり平均貯水量(m ³)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
33.33	44.44	55.55	666.66	1,010.10	1,111.11	1,212.12

グラフ凡例
■ 当該団体の実績値
— 類似団体平均値(平均値)
[] 平成25年度全国平均



分析種別
1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体概括

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、普及率・更新率については、平成25年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(平成27年11月30日付通知)概要

1. 経営指標による分析の意義

- 経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能。
- 経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、今後の見通しや課題への対応に活用。
- 「経営比較分析表」により各公営企業では、経営分析や「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報を得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明に活用が可能。

2. 「経営比較分析表」を策定する事業

- (1) 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）
- (2) 下水道事業

(注) すべての公営企業について取り組むことが望ましいが、住民生活に密着し、施設・設備の規模も膨大である一方で、施設・設備の老朽化と料金収入の減少傾向(先細り)等を課題として抱える、当該事業を対象とする。今後も順次対象事業を拡大する予定。

3. 経営指標

(1) 水道事業

【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対給水収益比率
⑤料金回収率 ⑥給水原価 ⑦施設利用率 ⑧有収率

【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管路経年化率 ⑪管路更新率

(2) 下水道事業

【1. 経営の健全性・効率性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対事業規模比率
⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価 ⑦施設利用率 ⑧水洗化率

【2. 老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管渠老朽化率 ⑪管渠改善率

今後の方針

- 経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定)において、「経営比較分析表」の公表分野の拡大や指標の追加等内容の充実を図り、公営企業の「見える化」を強力に推進することとしている。

(参考)「経営比較分析表」の公表様式 (水道事業(法適))

(法適用) 水道事業 帳票レイアウト

経営比較分析表

A県 B市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
33.33	44.44	55.55	666.66

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
777.77	888.88	999.99
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,010.10	1,111.11	1,212.12

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 平成26年度全国平均

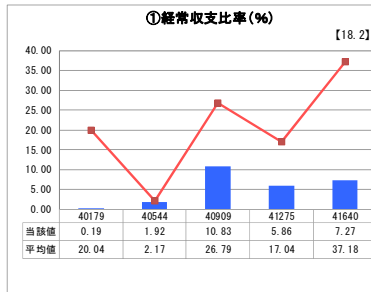
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

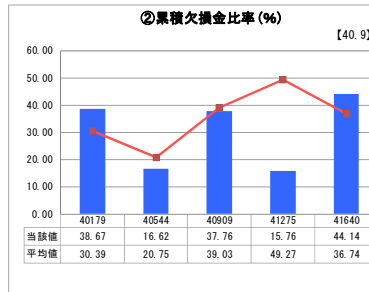
2. 老朽化の状況について

全体総括

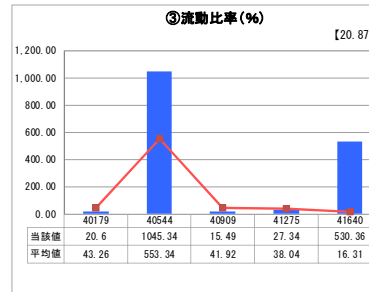
1. 経営の健全性・効率性



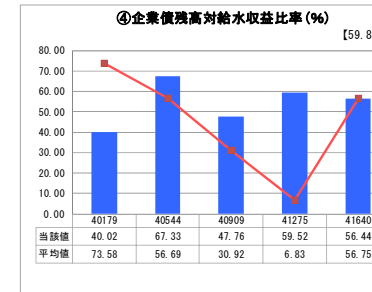
「経常損益」



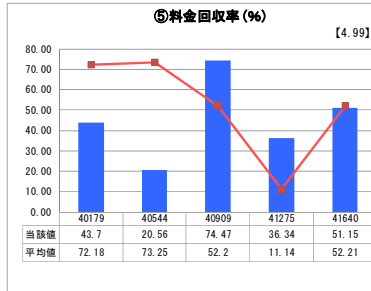
「累積欠損」



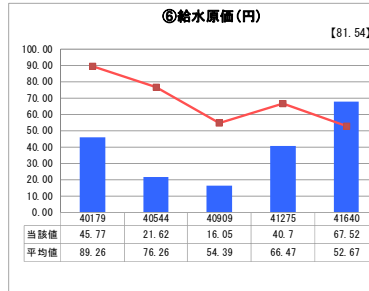
「支払能力」



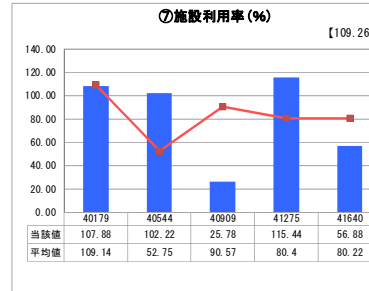
「債務残高」



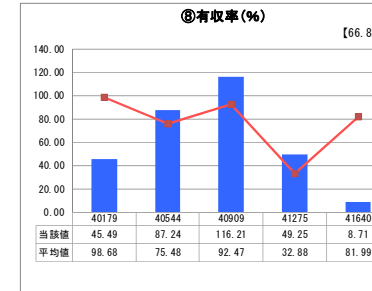
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

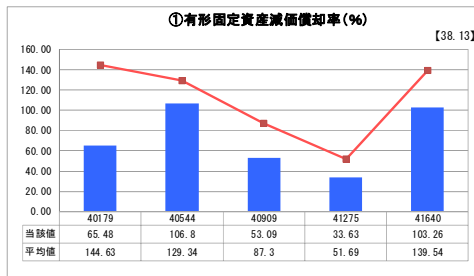


「施設の効率性」

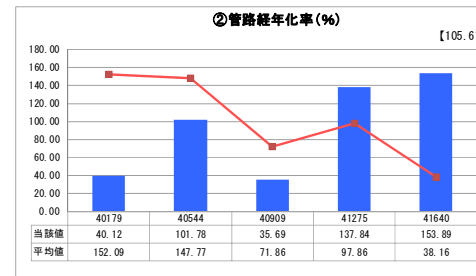


「供給した配水量の効率性」

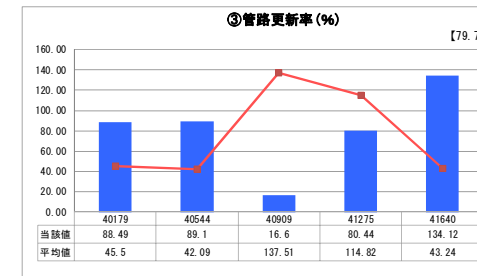
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(参考)「経営比較分析表」の公表様式 (下水道事業(法適))

(法適用) 下水道事業 横系レイアウト

経営比較分析表

A県 B市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり固定料金(円)
33.33	44.44	55.55	66.66	777.77

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,888.88	999.99	1,010.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,212.12	1,313.13	1,414.14

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

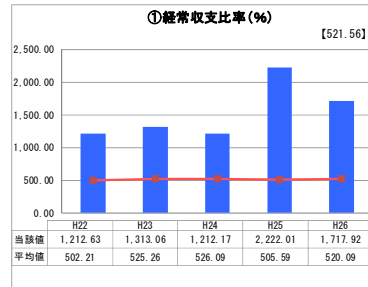
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

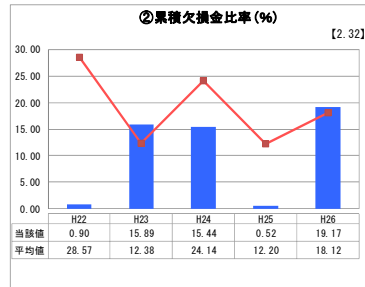
2. 老朽化の状況について

全体総括

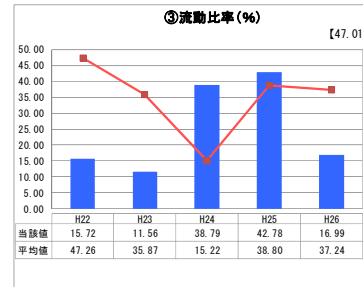
1. 経営の健全性・効率性



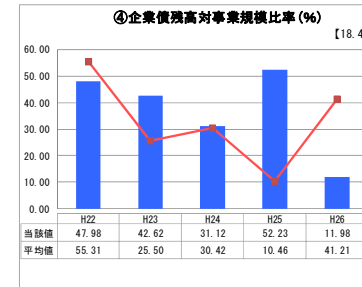
「経常損益」



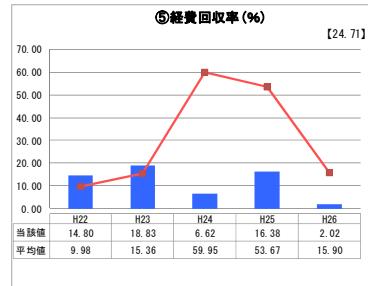
「累積欠損」



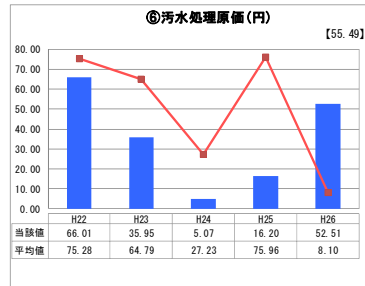
「支払能力」



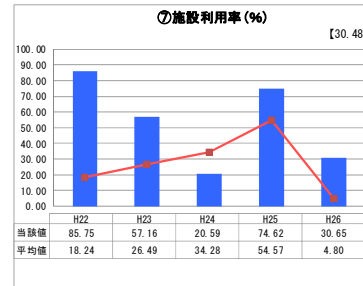
「債務残高」



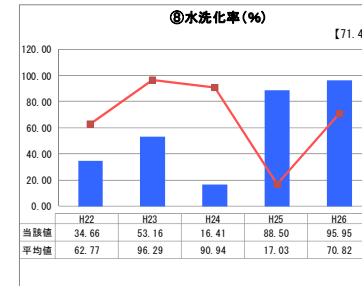
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

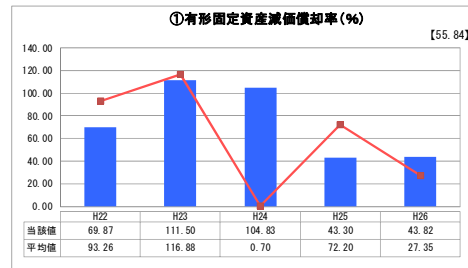


「施設の効率性」

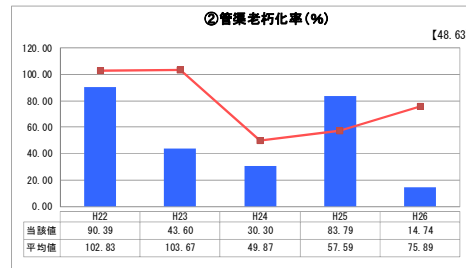


「使用料対象の捕捉」

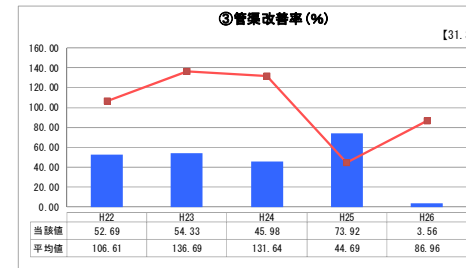
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

4. 抜本的な改革の検討の推進及び経営戦略の策定推進

- 抜本的な改革の検討の推進
- 経営戦略の策定推進

抜本的な改革の検討の推進について

抜本的な改革を進める上での推進方策

抜本的改革の取組状況の見える化

各地方団体に対して、抜本的な改革（廃止、民営化、広域連携及び民間活用）の取組状況等について調査を実施。

集中改革期間中、**毎年度実施し、個別団体ごとに公表し、見える化。**

【調査項目のイメージ】

- 抜本的改革を実施したか否か
- 抜本的改革に伴う効果
- 抜本的改革に取り組まない理由
- 抜本的改革を進める上での課題

優良事例
を抽出

課題等
を抽出

優良事例集の作成

各団体における抜本的改革の**優良事例集を作成し、毎年度、更新**を行う。

【優良事例集のイメージ】

- 抜本的改革の概要
- 抜本的改革に取り組むこととなった経緯
- 抜本的改革に取り組む中での課題
- 抜本的改革を進める上での推進方策

優良事例の横展開を推進

研究会で議論・検討

総務省において、研究会等を立ち上げ、以下の事項について議論・検討を行う(2016年度)。

【検討項目のイメージ】

- 廃止、民営化等を今後進める上での考え方や対象・課題・方策
- 広域連携・民間活用の推進方策

検討結果に基づき、推進方策を実施



個別事業における広域化等の推進方策

事業の特性に応じた、以下の広域化等の取組により、**経営の効率化を強力に推進。**

【個別事業毎の具体的方策】

- 連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進
- 各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)
- 最適化・広域化・共同化の推進(下水道)
- 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院) 等

計画期間内に**廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を強力に進める。**

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)の概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。
(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間:10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
- ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
- ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
- ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
- ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等

※ 3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。

経営戦略[イメージ]

投資・財政計画(収支計画)

投資試算

均衡

財源試算

[投資以外の経費]

反映

効率化・経営健全化の取組方針

組織,人材,定員,給与
に関する事項

広域化,民間の資金・ノウ
ハウ活用等に関する事項

その他の経営基盤強
化の取組(ICT活用等)

資金不足比率,資金
管理・調達,情報公開

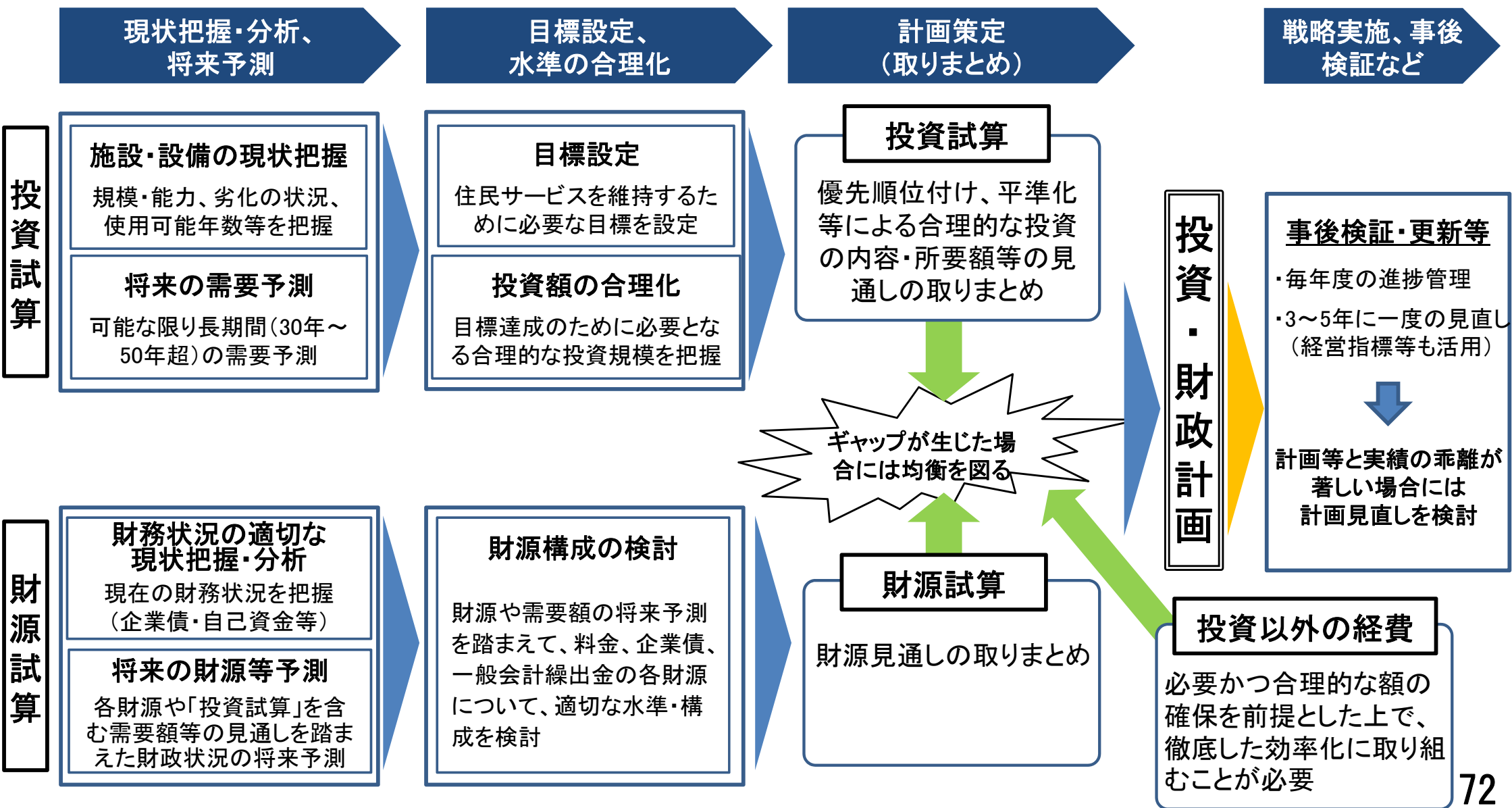
その他重点事項(防災対
策,危機管理等)

経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



「経営戦略」の策定推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(IC/T活用等)

反映

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ等

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し
- 等

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成29年度～)



- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援。

経営戦略策定ガイドラインの概要①

ガイドラインの狙い（位置付け）

- 「経営戦略」策定に着手、検討している公営企業から寄せられた実務上の課題を解決し、公営企業全体として、より実効性のある「経営戦略」を策定するため、本ガイドラインを策定。

（課題の例）

- ・「投資・財政計画」の作成に当たって、料金収入や施設の老朽化対策・更新投資などの将来予測方法が分からない
- ・赤字（収支ギャップ）を解消するための効果的な取組やそれに要する期間、費用が分からない
- ・策定に要する知見、ノウハウが不足している

- 「経営戦略」の策定に当たっての実務上の指針として、

① 「経営戦略」に関する基本的考え方

② 「投資試算」及び「財源試算」の策定に必要な更新投資、料金などの将来予測方法

～人口変動及びそれに伴う更新投資や料金収入変動の見込みの方法などについて紹介

③ 経営健全化及び財源確保の具体的方策「先進的取組事例集」

～赤字（収支ギャップ）解消や更なる経営基盤の強化等に係る取組について、考え方や先進的な取組を紹介

（先進的取組事例集の例）

歳入面（資産活用、料金改定、その他収入増に関するもの） など

歳出面（民間委託、施設等の統合・廃止、長寿命化対策等の投資の平準化、性能の合理化、広域化・共同化・最適化、PPP/PFI） など

の項目ごとに、取組内容・効果額や検討過程、今後の課題・考慮すべき点を事例集として取りまとめ

④ 各事業別「経営戦略ひな形様式」

～各事業の特性を踏まえて「経営戦略」に盛り込むべきと考えられる事項例を整理して提示

等を取りまとめ。

経営戦略策定ガイドラインの概要②

ガイドライン（基本的考え方）

1. 計画期間

○10年以上の合理的な期間を基本として設定

- ・事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要。
やむを得ず10年未満の計画期間とする場合には、その理由について住民・議会にわかりやすく説明することが必要。

2. 収支均衡

○純損益（法適用）と実質収支（法非適用）の黒字

- ・事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ上での黒字であり、また安定的に維持できることが望ましい。

▶赤字（「収支ギャップ」）解消に向けた取組を記載

- ・「収支ギャップ」が生じる場合においては、料金水準の適正化及び投資の合理化等により解消することが基本。
- ・料金水準の大幅な引き上げを行わなければ「収支均衡」しない場合等、必要な意思決定をするまでに長期間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できない事態も考えられるが、そのような場合であったとしても、安易に繰入金を増やすことで収支を均衡させることは適当ではない。
- ・全ての事業において、早期に「経営戦略」を策定し、経営健全化に向けた取組が求められていることを踏まえれば、収支について厳密に「合理的な計画期間内で「収支均衡」していない」場合でも、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した「経営戦略」を策定し、収支改善を図っていくことが必要。
- ・「収支ギャップ」の解消に向けた取組は、期待される効果等を極力定量的に記載することが望まれるが、定量的な記載ができない場合であっても、できる限り具体的に取組内容を記載することが必要。
- ・「収支ギャップ」の解消の方向性等について、住民・議会に対して説明できなければならない。

○策定上の留意事項

- ・料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、累積欠損金の解消、資金不足比率の改善等について、特に、留意することが重要。
- ・広域的な連携や民間活用も含めた抜本的な改革を積極的に検討。

3. 公開

○議論の契機とするために「公開」することが必要

- ・「経営戦略」については、まずは、経営健全化に向けた議論の契機とするためにも、広く住民・議会に対して、その意義・内容等を「公開」することが必要。

4. 「経営戦略」の事後検証、更新等

○計画の策定で終わりではなく、PDCAサイクルを働かせることが必要

- ・「経営戦略」は、計画を策定したことをもって終わりというものではなく、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行いPDCAサイクルを働かせることが必要。
- ・「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取組等についても検証し、必要な見直しを行うことが重要。

経営戦略策定ガイドラインの概要③

ガイドライン（事業別）

将来予測方法（水道事業・下水道事業）

人口変動及びそれに伴う更新投資や料金収入変動の見込みの方法などについて紹介。

（主な事例）
【水道事業】〔各地方団体における投資の目標の事例〕

- <目標>
- ・管路更新率：1.67%（←1.19%）
 - ・有収率：90.0%（←87.5%）
 - ・施設利用率：74.2%（←67.5%）

<考え方>

適切なペースで管路を更新することで有収率が向上し、収益性が改善するため、管路更新率を重視。また、水需要に対して供給能力が過大になっていないか確認し、ダウンサイジング等による施設規模の適正化を図るため、施設利用率を目標として設定。

【下水道事業】〔各地方団体における使用料収入の見込み方法の事例〕

- <有収水量×使用料単価>
- 有収水量：年間処理水量×有収率
 - ・年間処理水量：地区別処理水量原単位（ア）×地区別水洗化人口（イ）
 - （ア）地区別処理水量原単位：過年度実績に基づく設定値
 - （イ）地区別水洗化人口：地区別人口予測値（処理区域内人口）×水洗化率予測値
 - ・有収率：過年度実績に基づく設定値
 - 使用料単価：直近決算値による（年間使用料収入/年間有収水量）

先進的取組事例集（水道事業・下水道事業） （経営健全化及び財源確保の具体的方策）

赤字（収支ギャップ）を解消するための先進的な取組（使用料改定、PPP/PFI、広域化・共同化、最適化、施設統廃合等）について紹介。
（上下水道で各40事例程度を掲載）

- （記載内容）
1. 団体・事業の概要
 2. 取組のきっかけ、背景等
 3. 内容、効果額等（事業の内容、施設等の状況、効果額）
 4. 検討過程等（スケジュール、有識者の活用、住民・議会への説明）
 5. 今後の課題・考慮すべき点

経営戦略ひな形様式（事業ごと）

各事業の特性を踏まえて「経営戦略」に盛り込むべきと考えられる事項例を整理して提示。

○ひな形様式（下水道の例）

〇〇市下水道事業経営戦略			
団 体 名	:		
事 業 名	:		
策 定 日	平成	年	月
計 画 期 間	平成	年度	～ 平成 年度
1. 事業概要			
(1) 事業の現況			
① 施設			
供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)		法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	※地方公営企業法の適用を予定している場合は予定年月日を記載すること。
処 理 区 域 内 人 口 密 度		流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	
処 理 区 数	※過去に処理区の統合・縮小・廃止を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。		
処 理 場 数	※過去に処理場の統合・廃止を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	※過去に広域化・共同化・最適化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。		
*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。			
② 使用料			
一 般 家 庭 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方			
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方			
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方			
案 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り)	平成〇年度	〇,〇〇〇 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り)
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成〇年度	〇,〇〇〇 円	※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	平成〇年度	〇,〇〇〇 円	
	平成〇年度	〇,〇〇〇 円	
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。			
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。			

○投資・財政計画（収支計画）（法適用企業）

	前々年度	前年度	本年度	...
1. 営業収益				
(1) 料金収入				
...				
当年度純利益（純損失）				
...				

5. 公営企業の広域化・民間活用

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会

～ 公営企業の広域化・民間活用の推進(人口減少社会における公営企業の新たな展開等について)～

趣旨目的

公営企業は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、少子高齢化・人口減少、施設の老朽化の急速な進展等により、取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。このような状況の下で、必要な住民サービスを確保するため、総務省においては、各公営企業が経営状況等を的確に把握した上で、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく計画的な経営基盤の強化に取り組むことを要請している(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知))。

しかしながら、人口の減少等が著しい市町村をはじめ、特に経営環境が厳しい地方公共団体の公営企業においては、現在の経営形態を前提とする検討、取組のみでは、将来にわたり住民サービスを確保することが困難と見込まれることも想定される。これらの地方公共団体においては、住民サービスの担い手や手法の新たな展開等を検討することが必要である。

これらのことを踏まえて、公営企業に係る広域化や民間活用の方策等の検討を中心に、公営企業の今後のあり方等の検討を行うため、「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会」を設置する。

委員名簿(敬称略、委員は五十音順)

座長	辻 琢也	一橋大学副学長
	足立 慎一郎	日本政策投資銀行地域企画部課長
	石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
	石田 直美	株式会社日本総合研究所総合研究部門シニアマネジャー
	榎本 善光	八戸圏域水道企業団副企業長
	小澤 一雅	東京大学大学院教授
	小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授
	富増 健次	北九州市上下水道局長
	根本 祐二	東洋大学経済学部教授
	村山 卓	香川大学大学院教授

スケジュール等

平成26年11月7日(金)に第1回研究会を行い、平成26年度中に成果を取りまとめ。全5回開催。

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 報告書の概要

～ 公営企業の広域化・民間活用の推進(人口減少社会における公営企業の新たな展開等について)～

I 背景、現状に対する問題意識、検討の方向性

インフラ資産規模の大きい水道・下水道

<背景>

人口減少等による
料金収入の減少

施設設備の老朽化の
急激な進展

<問題意識>

○ 経営戦略の中で自団体の経営努力(ダウンサイジング等)のみならず、広域化・民間活用などサービスの担い手や事業運営手法の新たな展開の検討が必要

○ 政府・関係省庁で広域化・民間活用を推進しているが必ずしも取り組みが進んでいない、また、連携協約やコンセッション方式など新たな手法が登場

○ 条件不利地域の簡易水道等に対する方策の検討の必要性

<検討の方向性>

- 各手法の特徴を整理、事例分析から、特に中小規模の自治体で、現状を把握してから手法の選択に至る「最初の第一歩」を踏み出すための判断材料や動機付けとして何が必要か検討し提言

II 各手法及び対応事例の分析について

- 広域化・民間活用の手法の特徴を整理
- 広域化・民間活用の事例(21事例)を取り上げ、委員によるヒアリング、事務局による現地調査及びヒアリングを実施

- 当該手法を採用した背景・課題
 - 当該手法の効果、成功要因
 - 他団体での活用可能性、留意点等
- } について分析

(広域化)

- 企業間による水平統合等
 - ① 八戸圏域水道企業団等
- 区域外給水等 → ② 北九州市、水巻町等
- 施設の共同設置
 - ③ 大牟田市・荒尾市、④ 旭川市等
- 用水と末端の垂直統合
 - ⑤ 岩手中部水道企業団、⑥ 香川県
- 都道府県の役割 → ⑦ 奈良県、⑧ 長野県
- 民間主体の役割 → ⑨ 横浜ウォーター(株)
 - ⑩ (株)水みらい広島

(民間活用)

- シェアードサービス
 - ⑪ かすみがうら市・阿見町
- 包括委託等
 - ⑫ 会津若松市、⑬ かほく市
 - ⑭ 金沢市、⑮ 積水化学工業(株)
- DBO、PFI、コンセッション方式
 - ⑯ 大牟田市・荒尾市(DBO)
 - ⑰ ⑱ 横浜市(PFI)、
 - ⑲ 浜松市、⑳ 大阪市(コンセッション)
 - ㉑ メタウォーター(DBO、PFI)

III 事例分析を踏まえた提言等

(1) 市町村等による水平連携

- 企業団化等が統合効果が最も大きい、「できることから相互協力」が重要
(「施設の共同化」、水質データ管理・施設管理・システムの共同化等の緩やかな連携も有効な手段)
- 用水供給と末端給水の統合については、水融通によるダウンサイジングや経費削減など事業ベースで統合効果が大きく、用水供給主体からの働きかけが有効
- 区域外給水等については、経営体力、施設の供給能力に余力がある団体は、施設の有効活用による収入の確保、周辺市町村は料金が安くなるなど、win-winの効果あり。政令市等からの働きかけを期待
- 施設の共同設置については、その効果の検証や国の支援のあり方も含めて今後具体的な推進方策を検討する必要

(2) 都道府県による支援

- 都道府県が広域連携等の検討の場を設ける必要
- 特に条件不利地域の簡易水道については、主体的に技術支援・人的支援等、事務の代替執行制度の活用を検討

(3) 民間主体(民間事業者・第三セクター)を活用した広域化等

- 民間主導の連携における自治体間のブリッジとしての役割、小規模で専門職員も少ない自治体の事務・人材を補完するサポーターの役割を期待
- 第三セクターの活用は、人口減少時代に新たな意義がある一方、出資比率を工夫した官のガバナンス、資金調達の際に安易に損失補償を行わないことや天下り等の批判を招かない対応が必要

(4) 包括的民間委託等による効率化(民間活用)

- サービスの品質確保、ガバナンス、ノウハウの維持等の懸念
- サービス品質確保のために契約で要求水準の設定、第三者等によるモニタリング、官のノウハウ継続のために、広域化による体制の強化や都道府県との連携が必要
- 小規模な自治体で、事業をまとめて規模を大きくして委託すれば、民間も参入メリットあり
- DBO、PFIは、性能発注による民間のインセンティブの向上とノウハウの活用、長期及び包括的な委託による長期のライフサイクルコストの軽減効果
- コンセッション方式は、今後事例を積み重ねる中で、具体的な活用を更に進める必要

<各主体に求められる役割>

国

- 先進事例の周知、各手法の活用の展開
- 制度的課題や財政面の支援の必要性を更に検討

市町村

- 先進事例の積極的活用
- 中核的な市や都道府県が進める広域化に積極的に参加

都道府県

- 情報を共有し、検討する場を主導
- 条件不利地域には、主体的に技術・人的支援

民間主体

- 技術・能力を積極的に提案し、各公営企業を補完
- 自治体間のブリッジの役割

民間的経営手法等の導入事例

PFI事業

- 横浜市水道事業「川井浄水場再整備事業」
- 岡崎市水道事業「男川浄水場更新事業」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」
- 埼玉県嵐山町下水道事業「町管理型合併処理浄化槽整備事業」
- 福井県鯖江市その他事業「鯖江駅周辺駐車場整備事業」

指定管理者制度

- 宮城県黒川地域行政事務組合「公立黒川病院」
- 山形県上山市下水道事業「上山市浄水センター」

独立行政法人制度

- 山形県・酒田市病院事業「経営統合と地方独立行政法人制度導入」

民間委託

- 福島県三春町上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 群馬県太田市上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 神奈川県箱根地区水道事業「水道施設等の包括的業務委託」
- 京都市バス事業「営業所業務委託」
- 福岡市地下鉄事業「駅業務委託」
- 茨城県守谷市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」
- 北海道旭川市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」

民間譲渡

- 広島県呉市バス事業
- 群馬県藤岡市・高崎市ガス事業
- 山梨県石和町国民健康保険峡東病院
- 名古屋市西部医療センター城西病院

民間企業との共同出資

- 広島県水道事業「水道三セク会社の設立」

広域化等の推進

- 北九州市水道事業「水巻町との水道事業統合」
- 岩手中部水道企業団「水道事業の垂直統合」
- 山形県置賜地域「医療機能の再編・ネットワーク整備」
- 北海道旭川市下水道事業ほか「下水道の広域処理」

先進的経営管理

- 北海道石狩市「持続可能な水道事業運営（管路更新）」
- 青森県八戸市バス事業ほか「圏域路線バス上限運賃化実証実験」
- 静岡市下水道事業「アセットマネジメント手法の導入」

法適化

- 宮城県宮崎市簡易水道事業
- 茨城県美浦村電気事業
- 岩手県紫波町下水道事業
- 山口県下松市下水道事業
- 北海道安平町簡易水道事業
- 埼玉県病院事業
- 富山県高岡市下水道事業

資産の有効活用等

- 北海道函館市軌道事業「市電におけるネーミングライツの売却」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」（再掲）
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」（再掲）

新技術の活用

- 高知県梶原町電気事業「売電収入を財源とした循環型まちづくり」
- 新潟県電気事業「発電事業用メガソーラーの設置」
- 横浜市電気事業「風力発電の取組」
- 富山県黒部市下水道事業「バイオマスエネルギー利活用施設」

防災対策の充実、国際交流・海外展開

- 東京都、埼玉県、川崎市水道事業「非常時における水の相互融通」
- 名古屋市上下水道事業「事業継続計画（地震対策編）の策定」
- 東京都水道事業ほか「水道事業体の国際展開」

(事例1)東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業

1 PFI事業の状況等

○ 常用発電設備の設置

より災害に強い水道の構築を目指す施策の一環として、万一の事故や震災時においても、浄水場の運転に必要な電源を確保するため、都市ガスを主燃料とする常用発電設備を主要な浄水場に設置し、電源の2系統化を図る。

○ 目的

常用発電設備の設置及び管理に当たり、多様な経営手法の「選択」の一環としてPFIを導入していくことは、事業経営の効率化を図り、水道財政の安定化に資するものと期待できる。

○ PFI事業の経緯

- ・ 平成10年10月 基本計画を策定
- ・ 平成11年1月 実施計画策定 公募開始
- ・ 平成11年7月 事業予定者決定
- ・ 平成11年10月 契約締結
- ・ 平成12年10月 供給開始

2 PFI事業の条件

- ・事業内容 事業会社が設備を設置、所有及び運営し、電力と蒸気を供給。事業終了後、事業会社が原状復帰(BOO方式)
- ・事業期間 平成11年10月19日から平成32年10月2日まで(運転開始日は、平成12年10月3日)
- ・事業費 253億円(事業会社等に支払う20年間の経費)
- ・事業会社 A株式会社
- ・選定上の留意点
 - ア 公共性確保と経済性発揮の両立
 - イ 民間事業者の創意工夫の尊重
 - ウ 事業者の選定過程における、透明性、公平性、競争性の確保

3 結果

民間ノウハウの活用による建設・運営コストの削減

- ・民間資金の活用による建設資金の平準化
- ・公共が施設を建設し民間に運転・管理を委託する方式と比べて、リスクの明確な移転が可能
- ・コスト削減効果(20年間のトータルコスト試算)

PFIで実施	直営で実施した場合	効果
253億円	267億円	14億円(5%)

(事例2)北九州市と水巻町との上水道事業統合

1 導入目的等

○ 導入目的

- ・ 水巻町は一日最大給水量(9,000m³)の約9割を北九州市から購入。
- ・ 現状、北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金設定。
- ・ 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望。

2 概要

○ 統合の条件

- ・ 統合の方法:水巻町は水道事業を廃止し、北九州市が給水区域を拡張。
- ・ 財産の譲受:水巻町の水道資産を無償で譲受。
- ・ 組織の体制:円滑な業務移行を行うため、当面の間、水巻町職員がサポート。
- ・ 事務の受託:水巻町から下水道料金徴収事務を受託。

○ 維持管理方法

- ・ 管路(送、配、給水管)の維持管理については、北九州市が実施。
- ・ 円滑な移行を図るため、突発事故、断水、検針業務、住民問合せ対応等については、当面の間水巻町職員が支援。

○ 統合のスケジュール

- ・ 平成24年2月 水道事業の統合に係る基本協定の締結
- ・ 平成24年6月 6月定例会に議案上程
 - ①水道事業設置条例に変更(給水区域の拡張)
 - ②水道条例の変更
 - ③公の施設の区域外設置
- ・ 平成24年7月 厚生労働省への水道法の手続(事業変更届)
- ・ 平成24年10月 事業統合

3 見込まれる効果

- ・ 水巻町の水道料金の引き下げに貢献(平成26年度中の料金改定を予定)。
- ・ 北九州市における施設稼働率の向上に貢献。

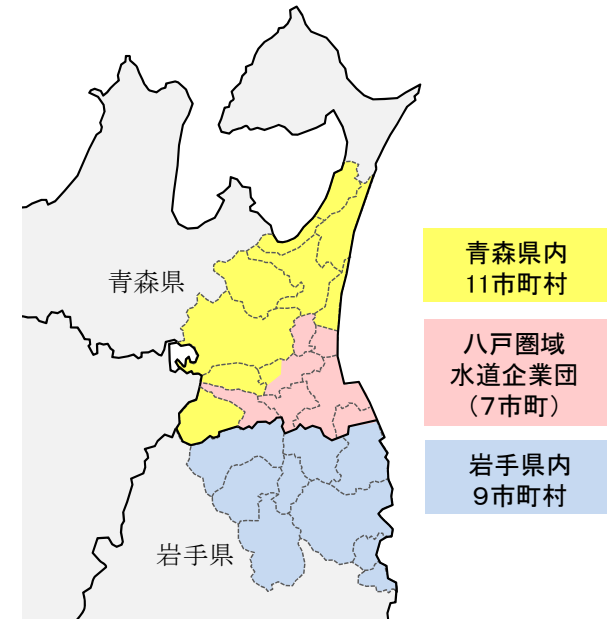
(事例3)八戸圏域水道企業団を中心とした新たな水道広域化の展開

1 概要

北奥羽地区では、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、団塊世代の退職に伴う職員の不足等の諸課題に対応するため、八戸圏域水道企業団を中心として県境をまたいだ広域連携が展開されている。事業統合にこだわらない多様な形態での新たな水道広域化の先進事例として注目を集めている。

2 水道広域化の流れ

- 昭和61年4月 青森県南の水道事業を統合し、八戸圏域水道企業団として事業開始
- 平成13年4月 企業団に八戸市、階上町、南部町の簡易水道事業を統合
- 平成17年3月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成20年1月 青森県南及び岩手県北の水道事業者により北奥羽地区水道事業協議会設立
- 平成24年4月 企業団に八戸市の簡易水道事業を統合
- 平成25年4月 協議会に管工組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業が準会員として参加
- 平成26年4月 企業団に南部町の簡易水道事業を統合



3 北奥羽地区水道事業協議会について

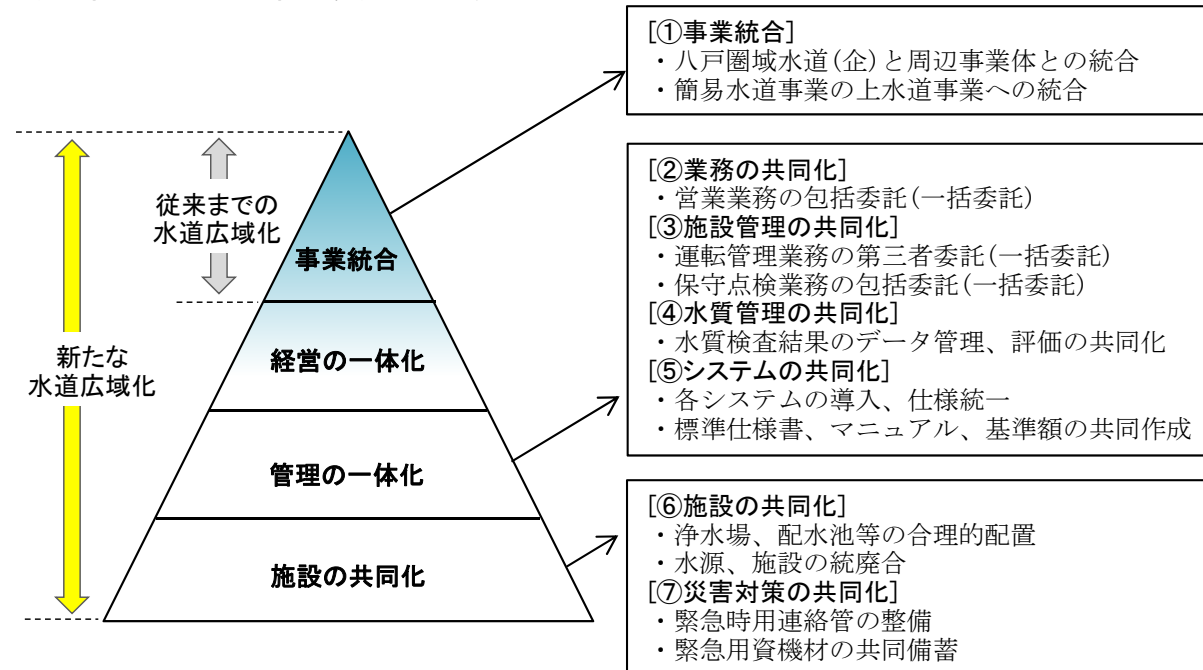
○会員構成

- ・正会員 : 21水道事業者 (青森県内12、岩手県内9)
- ・準会員等 : 15団体

○平成26年6月以降、以下のテーマ毎に専門部会を設置し検討を進め“できるところから”広域化

- ・施設の共同化 (水源・施設)
- ・水質データ管理の共同化
- ・施設管理の共同化 (設備台帳の整理)
- ・システムの共同化

(管路情報システム・料金管理システム・財務会計システム)



水道事業における各都道府県の広域化検討体制の構築について

(背景・経緯)

1. 水道事業が抱える課題

人口減少に伴う料金収入の減少、施設の大量更新、対応する職員の不足等により、特に小規模団体において事業の継続が困難となる可能性がある。

2. 有効な対応策としての広域化

規模の経済の享受による経営基盤の強化や効率化、共通課題の連携した解決等のため、広域化は有効な方策。

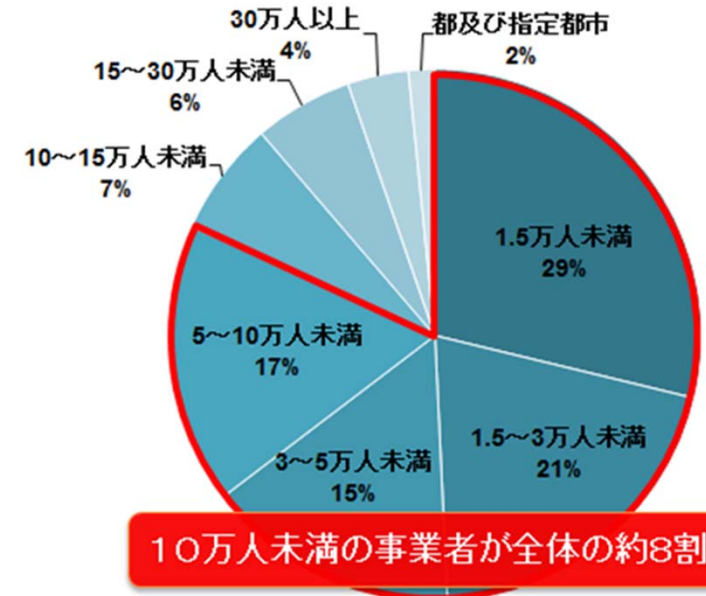
3. 進まない広域化の取組

広域化の必要性は理解されているものの、調整役・リーダーの不在や課題の共有化がされていない等の理由から、広域化に取り組んでいる団体は極めて少ないのが現状。

4. 推進役・調整役としての都道府県への期待

広域化の足がかりを与える推進役として、団体間の調整役として、都道府県への期待が高まっている。

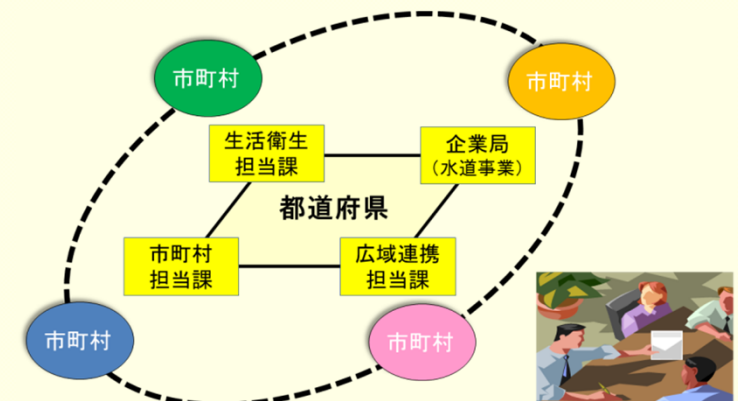
上水道事業(末端)の規模別割合(平成26年度)



(今後の予定)

- 今後総務省では各都道府県に対し、2月中を目途に、水道広域化の検討体制の構築について要請を行う予定としている。
- また、厚生労働省からも同旨の要請がなされる予定となっている。
- 各都道府県においては、水道行政を所管する生活衛生担当課、公営企業を所管する市町村担当課、用水供給事業等の水道事業を運営する企業局、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想を推進する広域連携担当課等の関係部局が連携し、管内市町村が参加する広域化の検討の場を設置していただきたいと考えているところ。

広域化の検討の場のイメージ



5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(1) KPIの主な進捗状況

≪KPI≫ 「今後10年間(2013年～2022年)でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する(2012年度まで4.2兆円(2014年3月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする。」

⇒ 2013年度のPPP/PFIの事業規模は、2,289億円(2015年5月時点の数値)

(2) 施策の主な進捗状況

- ・ 昨年6月に公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱い等に関する通知を総務省から発出した。
- ・ (中略)本年度より、地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じることとした。
- ・ 固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請(本年1月に総務大臣通知)した。あわせて、マニュアルの公表、特別交付税措置等により整備を促進しているところ。
- ・ 公営企業会計が適用されていない下水道事業及び簡易水道事業を中心に5年間でその適用を行うよう地方公共団体に要請(本年1月に総務大臣通知)した。あわせて、マニュアル等の公表、地方財政措置等により整備を促進しているところ。
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定を促進するために、説明会等の実施、特別交付税措置等により、地方公共団体に支援をしているところ。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) PPP/PFIの活用

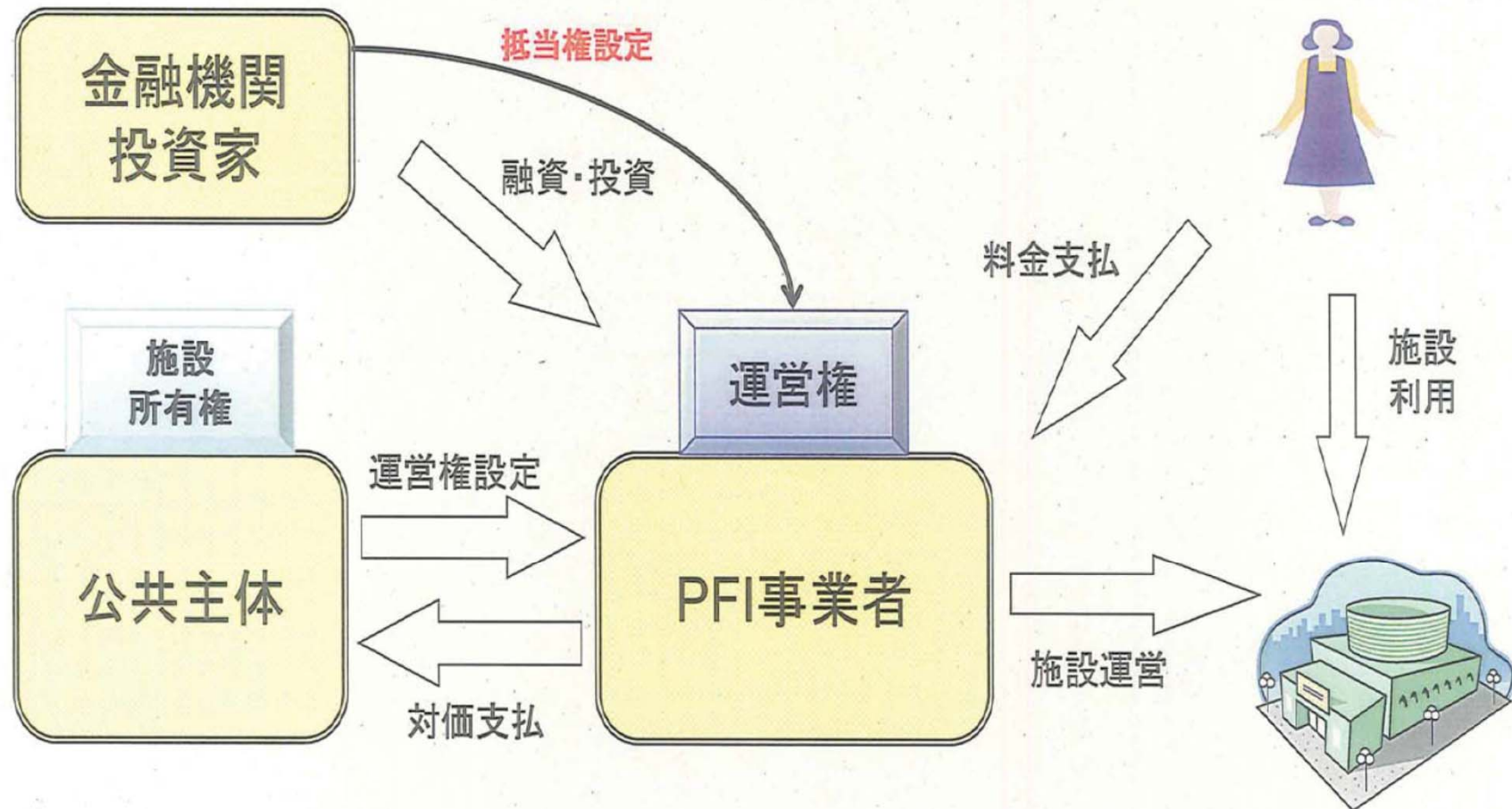
① 公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与

- ・ 運営権対価の一括払いを阻害する要因を解決するため、地方公共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体策を検討し、半年を目途に結論を得る。
- ・ 地方公共団体が重点分野で行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の枠組みが整っていない分野での国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・ 水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・ 水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。

公共施設等運営権(コンセッション方式)

公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



集中強化期間の取組方針について(概要)

平成26年6月16日
民間資金等活用事業推進会議

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

(1) 事業規模目標 : 2~3兆円(今後10年間の目標を前倒し)
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・ 関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備

等

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・ 地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等

等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。